

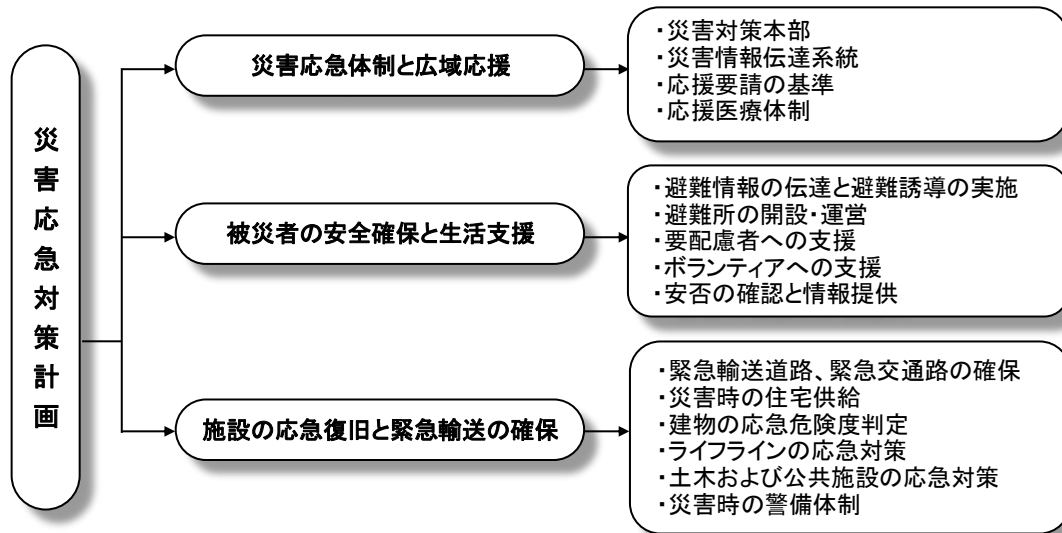
### 第3章 災害応急対策計画



## 第3章 災害応急対策計画

本章は、市域に大規模な地震や津波による災害および台風や集中豪雨等による風水害等が発生し、または発生するおそれがあるときの市および防災関係機関等が実施する対策の基本方針、対策項目および実施責任者等の基本事項について定めたものである。

災害応急対策計画の体系は、次のとおりである。



### 第1節 災害応急体制

地震などによる災害時には、市および各防災関係機関は、災害応急体制をとり、迅速に応急対策活動を実施する。

本節は、市における災害応急体制について定めたものであるが、防災関係機関等は、防災業務計画や災害時の活動マニュアル等に基づき災害応急体制をとり、活動を実施する。

#### 第1項 災害対策本部の設置・廃止

市長は、災害対策基本法第23条の2第1項の規定により、災害時には、次の「災害対策本部の設置基準」に従い、市本庁舎に災害対策本部を設置し、被害情報の収集等、迅速な災害応急対策を実施する。

ただし、大津波警報または津波警報が発表されたときは、災害対策本部を市総合保健センターに設置する。

災害対策本部長（以下「災对本部長」という。）は市長、災害対策副本部長（以下「災対副本部長」という。）は副市長、災害対策本部員（以下「災对本部員」という。）は各部局長とする。なお、市長に事故があるときは副市長を災对本部長代理とする。

災对本部長は、災害の発生するおそれなくなったとき、または災害応急対策がおおむね完了したときは、災害対策本部を廃止する。

資料1 防災組織関係

「災害対策本部の設置基準」

- ① 震度5弱以上の地震が観測されたとき
- ② 気象庁から大津波警報または津波警報が発表されたとき
- ③ 札幌管区気象台から噴火警報（火口周辺）または噴火警報（居住地域）が発表されたとき
- ④ 気象等に関する情報または特別警報・警報を受け、その対策が必要なとき
- ⑤ その他災害が発生するおそれがあり、その対策が必要なとき
- ⑥ その他災害が発生し、その規模および範囲から特に対策が必要なとき

**第2項 地区災害対策本部の設置・廃止**

市長は、戸井、恵山、樞法華、南茅部の各地域における災害時は、災害対策本部の設置と同時に、各支所に地区災害対策本部（以下「地区本部」という。）を設置する。

地区災害対策本部長（以下「地区本部長」という。）は支所長、地区災害対策副本部長は地区本部長が指名する者、地区本部員は各支所に配属されている各課長とし、災害対策本部等との連携のもと、その地域における災害応急対策にかかる業務を総合的に推進する。

ただし、緊急を要するときは、地区本部長は災害対策本部設置前に地区本部を設置することができる。この場合において、地区本部長は速やかに総務部長を通じ市長に報告するとともに災害対策本部の設置を要請する。

災对本部長は、その地域において災害が発生するおそれなくなったとき、または災害応急対策がおおむね完了したときは、災害対策本部の廃止と同時に地区本部を廃止する。

**第3項 現地災害対策本部の設置・廃止**

災对本部長は、地震などによる災害が発生し、被災現場において災害応急対策を推進するうえで必要があると認めるときは、現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置し、災害対策本部等と連携のもと、被害情報の収集・伝達等、迅速かつ的確な災害応急対策を実施する。

現地本部は、災対副本部長、災对本部員その他の市職員のうちから、災对本部長が指名する者をもって組織する。

また、現地本部の設置にあたっては、関係機関と十分連携をとり、状況により合同本部の設置を検討する。

なお、災对本部長は、災害現場において災害応急対策がおおむね完了するなど、現地本部が必要なくなったと認めるときは、現地本部を廃止する。

「現地災害対策本部の役割」

1. 災害現場における指揮
2. 災害対策本部、防災関係機関との連絡調整
3. その他

第4項 代替本部の設置

市本庁舎が被災し、本部としての機能が維持できないときは、市総合保健センターに代替本部を設置する。

また、代替本部も被災しその機能が維持できないときは、被害予測や現地の状況を考慮し、他の公共施設において早急に代替本部機能の回復を図る。

第5項 職員の動員・配備

市は、災害時に、応急対策活動を実施するために職員を動員・配備する必要があると認められるときは、次の「市職員の動員・配備基準」および災害時活動要領に従い職員を動員・配備し、迅速な応急対策活動を実施できる体制を確立する。

各対策部長および地区本部長は、災害時活動要領を作成し、あらかじめ職員の動員人数・配備要員、その担当業務などについて定め、随時見直しを加えるなど、迅速かつ円滑な応急対策活動ができる体制の確保に努める。

「市職員の動員・配備基準」

体制	配備基準			主な対応内容	必要対策部	
	地震・津波	風水害				
		土砂災害	洪水災害			
災害対策本部設置前	第1非常配備 (注1)	・函館市域内で震度4の地震が観測された場合 ・太平洋沿岸西部に津波注意報が発表された場合	・大雨警報（土砂災害）が発表された場合	・洪水警報が発表された場合	・巡視、警戒 ・被害情報の収集 伝達 ・避難所の開設 ・次の配備体制への移行準備	関係対策部 (災害時活動要領に基づく第1非常配備)
災害対策本部設置後	第2非常配備 (注1)	・函館市域内で震度5弱または5強の地震が観測された場合 ・太平洋沿岸西部に大津波警報または津波警報が発表された場合	・土砂災害警戒情報が発表された場合 ・土砂災害の危険度分布で「危険（紫）」となった場合	・氾濫危険水位に到達した場合 ・避難判断水位に到達し、さらなる降雨が見込まれる場合	・巡視、警戒 ・避難情報の発令 ・避難所の開設 ・被害把握と公表 ・応急復旧 ・必要に応じた応援要請 ・次の配備体制への移行準備	全対策部 (災害時活動要領に基づく第2非常配備)
	第3非常配備 (注2)	・函館市域内で震度6弱以上の地震が観測された場合 ・地震動や津波により、建物倒壊、地震火災、人的被害が発生した場合	・土砂災害が発生した場合 ・大雨特別警報（土砂災害）が発表した場合	・洪水災害が発生した場合	・巡視、警戒 ・避難情報の発令 ・迅速な応援要請 ・救助救出 ・避難所の運営 ・応急復旧	全対策部 (災害時活動要領に基づく第3非常配備)

注1) 第2非常配備の際は、防災に関する協定に基づく被害状況に応じた応援要請を実施する。

注2) 第3非常配備の際は、市域に被害が多発している可能性があるため、協定に基づく周辺自治体等への応援要請、自衛隊等への要請を早急に変更する。

応急活動体制の確立  
応急-4-1 (P74)

応援要請の基準  
応急-3-1 (P72)

資料6 各種協定

1. 休日・時間外の動員・配備

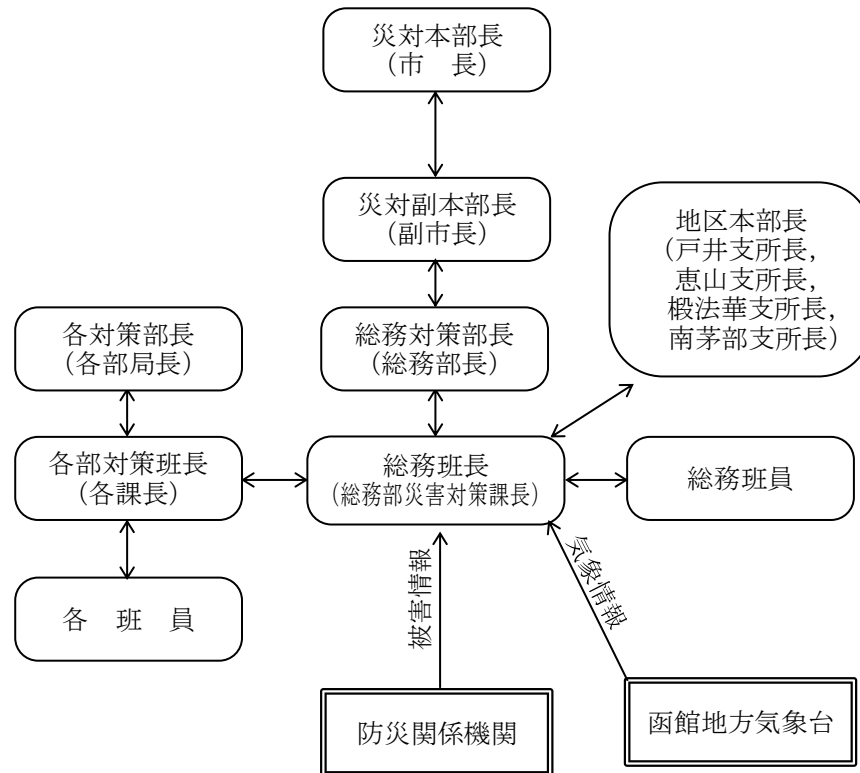
市職員は、休日などの勤務時間外については、自らが多様な手段により情報を収集し、必要に応じて災害時活動要領に基づく配置先へ自主参集する。

ただし、災害時活動要領に基づく配置先への参集が困難な職員は、災害対策本部や最寄りの支所、避難場所などへ自主参集する。

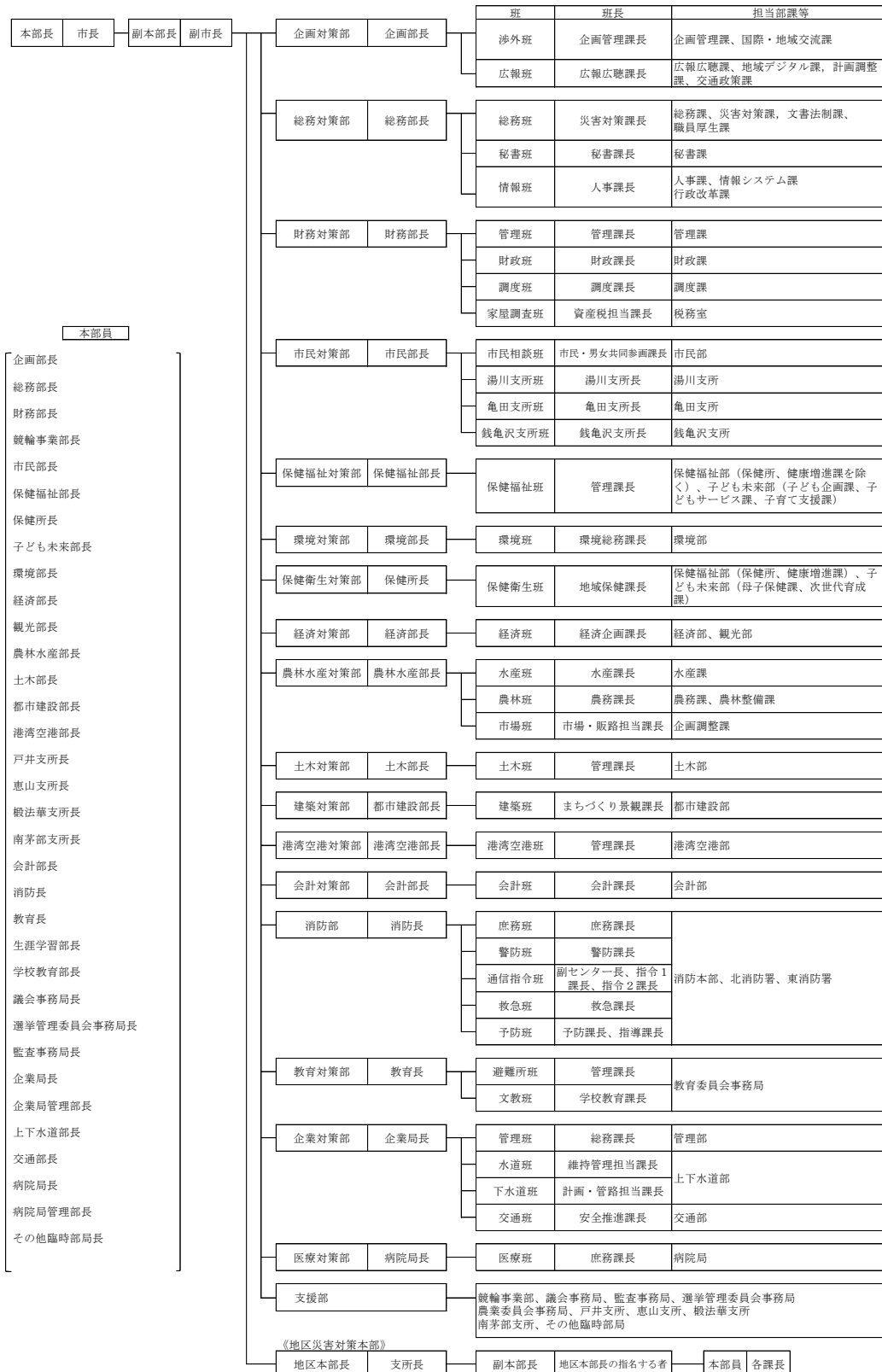
2. 動員・配備の連絡体制

各対策部長および地区本部長は、職員を動員・配備したときは、各部対策班長を通じ、総務班長へ連絡するものとし、総務班長は状況を取りまとめ、総務対策部長を通じ、速やかに災对本部長、災対副本部長に報告する。

また、災害時活動要領に基づく配置先への参集が困難であり、災害対策本部や最寄りの支所、避難場所へ参集した市職員は、その旨を各部対策班長に速やかに報告する。



3. 災害対策本部の組織



4. 災害対策本部の事務分掌

災害対策本部の事務分掌は次のとおりとする。

なお、災害対策本部が設置されていない状況において必要な場合は、この事務分掌を準用し災害対策を実施するものとする。

また、業務継続計画に基づき、非常時に優先することと定めた対策業務に必要な人員が、対策部全体で不足する場合や災害が大規模な場合や長期化する場合は、必要に応じ全庁横断的に応援職員を配置するものとする。

各対策部は、平常時から災害時活動要領により、対策業務の実施手順の確認や、実施に必要な対策部間および関係機関との連携に努める。

部	班	対 策 業 務
企画対策部	渉 外 班	1 国、北海道、関係機関への陳情等の調整、中央関係機関との連絡に関する事
	広 報 班	1 報道機関との連絡に関する事 2 災害時の広報に関する事（広報車両の運行を含む） 3 災害記録の編集に関する事
総務対策部	総 務 班	1 災害対策の統括に関する事 2 災害対策本部の運営に関する事 3 地震・津波情報および気象に関する特別警報・警報・注意報ならびに情報等の受理伝達に関する事 4 防災関係機関との連絡調整に関する事 5 本部員会議との連絡に関する事 6 被害状況、対策状況等の取りまとめおよび報告に関する事 7 本部連絡員との連絡に関する事 8 自衛隊への災害派遣要請に関する事 9 北海道、他の市町村、協定機関への応援要請に関する事 10 災害対策経費の取りまとめに関する事 11 防災行政無線、防災気象観測施設の運用に関する事 12 輸送に関わる配車と緊急車両証交付申請に関する事 13 災害に関わる国、北海道への報告に関する事
	秘 書 班	1 災对本部長、災対副本部長の秘書に関する事
	情 報 班	1 災害情報の収集伝達に関する事
財務対策部	管 理 班	1 市有財産（教育施設を除く）の被害調査に関する事 2 公有財産の応急利用に関する事
	財 政 班	1 災害対策の予算措置に関する事
	調 度 班	1 防災用資材の調達に関する事
	家屋調査班	1 家屋等の被害調査に関する事 2 市税の減免措置等に関する事 3 罹災証明書の交付（火災に関するものを除く）に関する事



(前頁のつづき)

部	班	対 策 業 務
市民対策部	市民相談班 湯川支所班 銭亀沢支所班 亀田支所班	1 被災者の生活相談に関すること 2 住民組織との連絡に関すること 3 安否情報の照会の受理と情報の提供に関する こと 4 避難所の運営支援に関すること
保健福祉 対 策 部	保健福祉班	1 災害救助法に基づく救助の実施の総括に関す ること 2 見舞金・義援金の受理、配布に関すること（窓 口の設置） 3 被災者の救護に関すること 4 函館市社会福祉協議会および日本赤十字社と の連絡に関すること 5 遺体の収容、安置および埋葬に関すること 6 避難行動要支援者等の安否確認および支援に 関すること 7 社会福祉施設等の被害状況調査に関すること 8 福祉避難所の開設・運営支援に関すること
保健衛生 対 策 部	保健衛生班	1 病院等の被害調査に関すること 2 感染症予防など防疫の実施に関すること 3 保健衛生に関すること 4 被災地区および被災者の防疫に関すること 5 死亡獣畜の処理に関すること 6 家庭動物等の救護対策に関すること 7 福祉避難所の開設・運営支援に関すること
環境対策部	環 境 班	1 処理実施計画策定および調査に関すること 2 ごみ、し尿の処理および清掃に関すること 3 がれき類の処理ルートの確保に関すること 4 環境の保全対策に関すること
経済対策部	経 済 班	1 商工観光施設および商品・製品等の被害調査に 関すること 2 救援物資の受理および配布に関すること（窓口 の設置） 3 応急主要食糧の調達および供給に関すること 4 応急衣料・燃料その他の生活必需品の調達およ び供給に関すること 5 被災商工業者の援護対策に関すること 6 観光客等の避難対応に関すること
農林水産 対 策 部	水 産 班	1 水産施設および漁船・漁具等の被害調査に関す ること 2 被災漁業者の援護対策に関すること 3 被災水産施設の復旧指導に関すること 4 漁業船舶の借上げおよび海上輸送に関するこ と
	農 林 班	1 農地・林業用施設等の被害調査に関すること 2 農地・農業用施設および林業用施設等の応急措 置に関すること 3 被災農業者の援護対策に関すること 4 被災農地および農業施設の復旧指導に関する こと 5 家畜の応急救護および防疫に関すること 6 死亡獣畜の処理に関すること
	市 場 班	1 生鮮食料品の入出荷対策に関すること

(前頁のつづき)

部	班	対 策 業 務
土木対策部	土 木 班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 道路、橋梁、河川、下水（雨水施設・排水路）、堤防、街路樹等被害調査および応急措置（障害物の除去含む）に関すること</li> <li>2 応急作業従事者の応援要請に関すること</li> <li>3 応急作業に必要な資材の確保および輸送に関すること</li> </ol>
建築対策部	建 築 班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 応急仮設住宅の建設および公営住宅の応急利用に関すること</li> <li>2 市営住宅の被害調査および応急措置に関すること</li> <li>3 災害救助法に基づく住宅の応急措置に関すること</li> <li>4 被災住宅の災害融資に関すること</li> <li>5 被災建物の応急危険度判定に関すること</li> <li>6 宅地判定士による被災宅地の危険度判定に関すること</li> <li>7 罹災証明書書の交付に係る建物被害調査に関すること</li> <li>8 仮設住宅の建設および入居者の選定に関すること</li> <li>9 避難所施設の被害調査に関すること</li> <li>10 被災建物の解体・撤去に関すること</li> </ol>
港湾空港対策部	港湾空港班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 船舶、港湾・空港施設の被害調査および応急措置に関すること</li> <li>2 船舶の借上げおよび海上輸送に関すること</li> <li>3 応急作業に必要な資材の航空輸送に関すること</li> </ol>
会計対策部	会 計 班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害見舞金等の保管および支払資金の調整に関すること</li> </ol>
消 防 部	庶 務 班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 消防団との連絡に関すること</li> </ol>
	警 防 班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害の防除に関すること</li> <li>2 人命救助に関すること</li> <li>3 消防団の現場活動に関すること</li> </ol>
	通信指令班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害現場の情報収集および伝達に関すること</li> <li>2 出動および警備に係わる消防通信指令に関すること</li> </ol>
	救 急 班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 救急活動に関すること</li> <li>2 医療機関との連絡調整に関すること</li> </ol>
	予 防 班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害の予防に関すること</li> <li>2 避難指示等の伝達および避難誘導に関すること</li> <li>3 被害状況の調査に関すること</li> <li>4 り災証明書書の交付（火災に関するものに限る）に関すること</li> </ol>
教育対策部	避 難 所 班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 避難所の開設、運営、廃止および被災者の受入れに関すること</li> <li>2 被災者等への応急給食の配布・提供に関すること</li> <li>3 教育施設の被害調査および応急措置に関すること</li> </ol>
	文 教 班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 応急教育の確保および被災児童・生徒の教科書・学用品等の支給に関すること</li> <li>2 文化財の保全対策に関すること</li> </ol>

(前頁のつづき)

部	班	対 策 業 務
企業対策部	管 理 班	1 企業対策部の統括に関すること 2 災害対策の予算措置に関すること 3 被災者の料金対策に関すること
	水 道 班	1 応急給水に関すること 2 水道施設の被害調査および応急措置（障害物の除去含む）に関すること 3 緊急浄水処理および飲料水の水質管理に関すること 4 応急従事作業者の応援要請に関すること 5 応急作業に必要な資材の確保および輸送に関すること
	下 水 道 班	1 公共下水道施設の被害調査および応急措置（障害物の除去を含む）に関すること 2 応急作業従事者の応援要請に関すること 3 応急作業に必要な資材の確保および輸送に関すること
	交 通 班	1 交通輸送施設の被害調査および応急措置に関すること 2 代替輸送の確保に関すること
医療対策部	医 療 班	1 移動医療班の設置に関すること 2 被災者の医療救護に関すること
支 援 部	支 援 班	1 各対策部への支援協力に関すること
地区災害対策本部	各 班	1 4支所地域における総合的な災害応急対策に関すること

## 第2節 災害情報等の収集・伝達

市および防災関係機関は、地震などによる災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、災害情報等の伝達手段を確保するとともに、機関相互の情報交換を密にするなど、災害情報等の一元化を図り、迅速かつ的確な情報の収集・伝達を行い、効率的な災害応急対策の実施を図る。

また、要配慮者、災害により孤立する危険性のある地域の居住者、帰宅困難者等に対しても確実に情報伝達ができる体制の整備に努める。

### 第1項 情報伝達系統

地震や津波、気象等に関する特別警報・警報・注意報等の情報伝達系統は次のとおりである。なお、火山に関する警報、情報等の伝達系統は、個別災害対策編火山災害対策計画第3節第2項の2「火山情報の伝達」により行う。

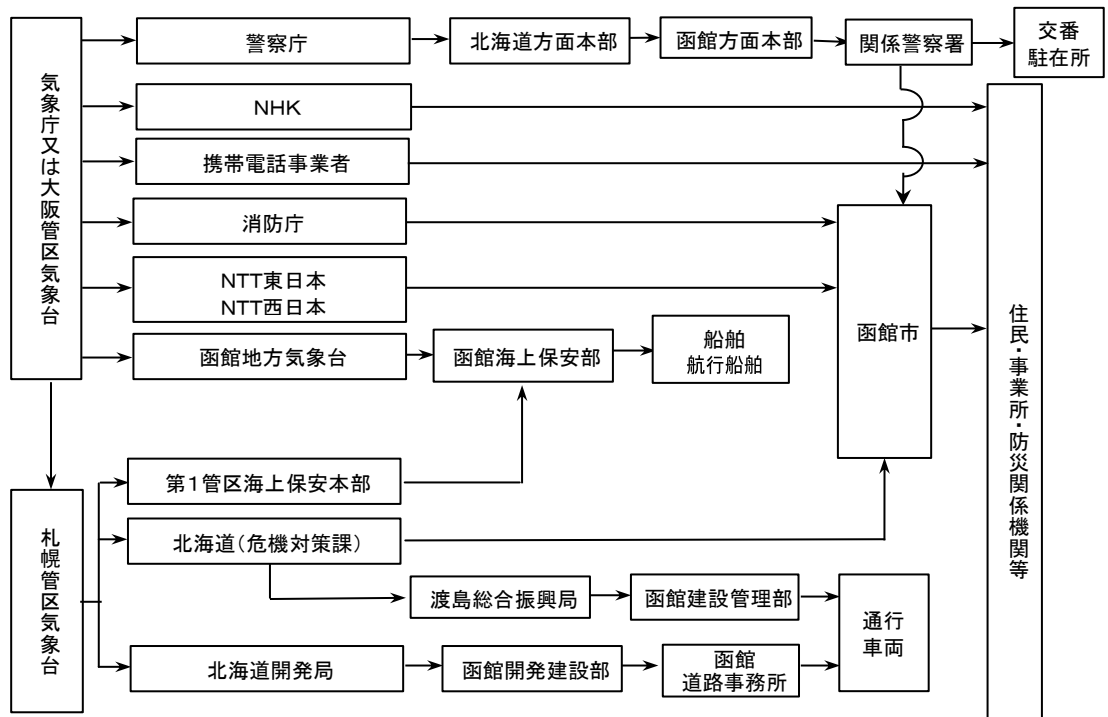
#### 1. 地震情報の伝達

気象庁は、地震による被害の軽減に資するため、最大震度5弱以上または長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合に、震度4以上または長周期地震動階級3以上が予想される地域に対し緊急地震速報を発表する。

緊急地震速報は、気象庁により日本放送協会（NHK）へ伝達されるほか、放送事業者、通信事業者等の協力を得て、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）を用いて広く伝達される。また、消防庁は、気象庁からの情報を全国瞬時警報システム（J-ALERT）により地方公共団体等に伝達する。

#### 2. 津波警報等の伝達

津波警報等の伝達系統は以下のとおりである。

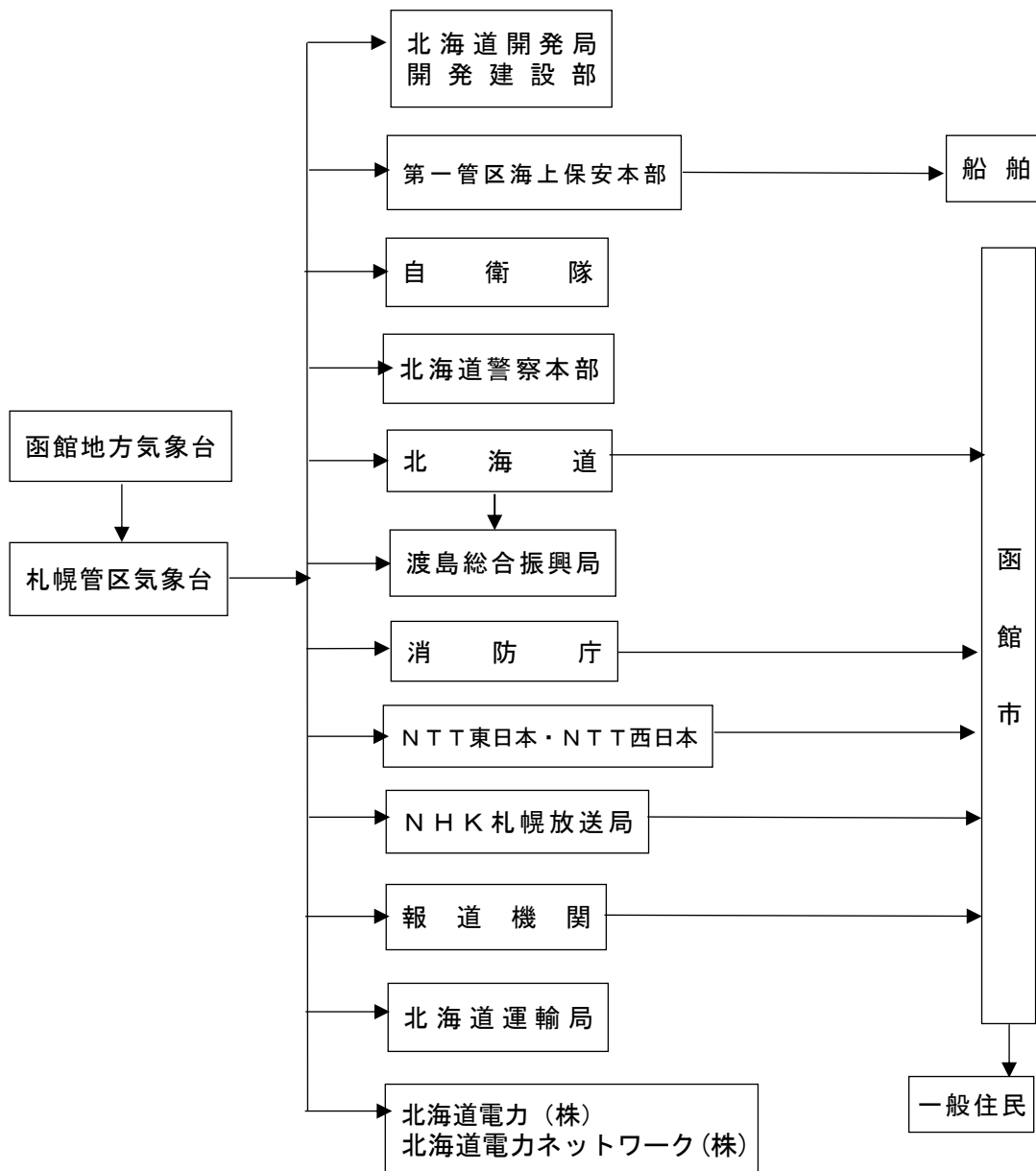


火山情報の連絡、収集および伝達  
個1-3-2 (P137)

資料2 情報収集・伝達関係

### 3. 気象等に関する特別警報・警報・注意報の伝達

気象等に関する特別警報・警報・注意報の伝達系統は以下のとおりである。



### 4 土砂災害に関する情報の収集・伝達

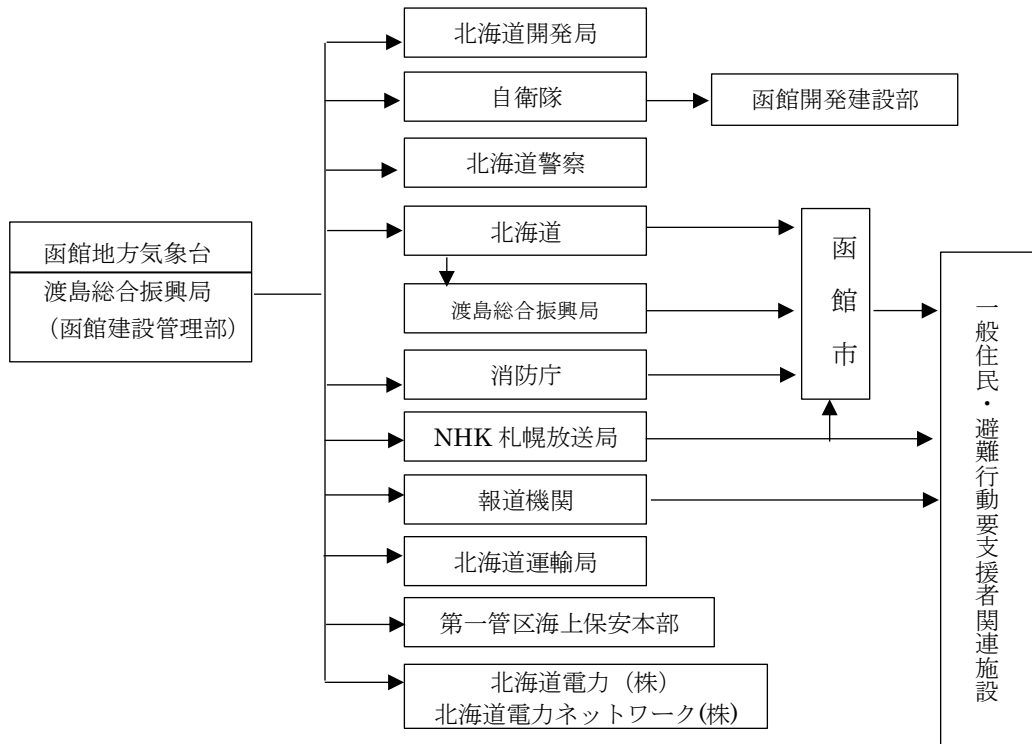
#### (1) 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市長の避難指示の発令判断や、住民の自主避難の判断を支援するため、渡島総合振興局と函館地方気象台が共同で作成し、に発表する。

また、これを補足する情報である気象庁の大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）で、実際に危険度が高まっている場所を確認することができる。<https://www.jma.go.jp/jp/doshamesh/>

なお、土砂災害警戒情報の伝達は以下のとおりである。

情報伝達系統  
 応急-2-1 (P66)



(2) 土砂災害緊急情報

北海道および函館開発建設部は、河道閉塞または噴火による降灰等の堆積後の降雨を発生原因とする土石流による重大な土砂災害が発生する危険性があると認められるときは、緊急調査を行い、土砂災害が想定される土地の区域および時期を明らかにした土砂災害緊急情報を作成し、関係市町村へ通知するとともに、市民等に対し周知を図る。

第2項 災害情報通信手段

地震などによる災害が発生したときは、施設の損壊や回線のふくそう等により、電話が非常にかかりにくくなる事が予想される。

市および各防災関係機関は、次のとおり情報通信手段を確保し、迅速な応急対策活動の実施を図る。

1. 一般電話による通信

(1) 災害時優先電話として指定されている電話を利用

緑色の公衆電話等を利用

(2) 携帯電話等の利用

災害時に一般回線電話が利用できないときは、通信形態の異なる携帯電話等を利用

2. 専用通信設備による通信

一般電話による通信が困難であるときは、防災行政無線（移動系）等の通信設備を利用する。

3. アマチュア無線による通信

上記1、2の方法による通信が困難なときは、日本アマチュア無線連盟渡島檜山支部の協力を求め通信を行う。

通信施設の予防対策  
予防-5-4 (P40)

通信施設の応急対策  
応急-15-4 (P115)

資料2 情報収集・伝達  
関係

#### 4. 通信途絶時等における対応

##### (1) 北海道総合通信局の対応

北海道総合通信局は、防災関係機関から1、2までに掲げる各通信系をもって通信を行うことができないまたは著しく困難である旨の連絡を受けたときは、通信の確保を図るため、速やかに次の措置を講ずる。

ア 貸与要請者あて、移動通信機器、移動電源車および臨時災害放送局（災害が発生した場合に、その被害を軽減するために、地方公共団体等が開設する臨時かつ一時的な目的のためのFMラジオ放送局）用機器の貸出

イ 無線局の免許等の臨時の措置（無線局の免許等に必要な申請手続きおよび当該申請に係る処分について、口頭または電話等迅速な方法で行い、所定の様式による手続きは、後刻可及的速やかに遡及処理する処置）

##### (2) 防災関係機関の対応

防災関係機関は、(1)の措置を希望する場合は、次に掲げる事項を北海道総合通信局に連絡する。

ア 移動通信機器の借受を希望する場合

(ア) 借受申請者の氏名または名称および住所

(イ) 借受希望機種および台数

(ウ) 使用場所

(エ) 引渡場所および返納場所

(オ) 借受希望日および期間

イ 移動電源車の借受を希望する場合

(ア) 借受申請者の氏名または名称および住所

(イ) 台数

(ウ) 使用目的および必要とする理由

(エ) 使用場所

(オ) 借受期間

(カ) 引渡場所

ウ 臨時災害放送局用機器の借受を希望する場合

(ア) 借受申請者の氏名または名称および住所

(イ) 希望エリア

(ウ) 使用目的

(エ) 希望する使用開始日時

(オ) 引渡場所および返納場所

(カ) 借受希望日および期間

エ 臨機の措置による手続きを希望する場合

(ア) 早急に免許または許可等を必要とする場合

(イ) (ア)に係る申請の内容

(3) 連絡先

総務省北海道総合通信局防災対策推進室（直通電話） 011-747-6457  
090-1529-8858（夜間等）

5. 災害時情報通話

- (1) 災害用伝言ダイヤル（171）の利用
- (2) 携帯電話およびインターネットによる災害用伝言板（Web171）の活用

第3項 災害時の広報

市（企画対策部、総務対策部）および防災関係機関等は、災害時において、市民等に対して、正確かつ分かりやすい情報を迅速に提供することにより、流言等による社会的混乱の防止を図り、市民等の適切な判断による行動を支援する。

1. 市民に対する広報等の方法

市（企画対策部、総務対策部）および防災関係機関等は、地域の実情に応じ、報道機関（コミュニティFMを含むラジオ、テレビ、有線放送、新聞等）への情報提供をはじめ、広報車両、防災行政無線、緊急速報メール、函館市 ANSIN メール、市ホームページ、広報紙など、あらゆる広報媒体を組み合わせ、迅速かつ適切な広報を行い、誤報等による混乱の防止に万全を期する。

2. 広報の内容

市（企画対策部、総務対策部）は、防災関係機関との連携を密にするとともに、被災者のニーズを十分把握したうえで、市民等に対し次の情報について、正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

- (1) 被害の区域・状況（ライフライン、道路、公共施設等）
- (2) 二次災害の危険性
- (3) 避難情報、避難場所
- (4) 医療機関、給油可能なガソリンスタンド等の生活関連情報
- (5) ライフラインや道路、公共施設等の復旧状況
- (6) 交通規制
- (7) 被災者生活支援に関する情報（給食・給水、衣料・生活必需品等救護物資の供給日時・場所等）
- (8) その他必要な事項

第4項 本部情報連絡員の派遣

市災害対策本部が設置されたときは、必要に応じて、防災関係機関は、無線機等を携帯のうえ、本部情報連絡員を派遣し、災害情報の収集と伝達を円滑に実施する。

第5項 災害情報の記録

市各対策部および防災関係機関は、災害情報について緊急度、優先度に応じて区分し、各関係機関へ伝達するとともに、正確に記録するよう努める。



## 第6項 異常現象を発見した者の措置等

## 1. 市民等による通報(災害対策基本法第54条第1、2項)

災害の発生するおそれがある異常現象（堤防の水もれ、地割れ、海面の急激な低下、崖からの湧水、溪流の濁り、竜巻、火山の噴煙・降灰等をいう。以下同じ。）を発見した者は、遅滞なく市または警察官もしくは海上保安官へ通報するものとする。また、何人もこの通報が最も迅速に到着するように協力するものとする。

## 2. 警察官等の通報(災害対策基本法第54条第3項)

市民から異常現象発見の通報を受けた警察官または海上保安官は、その旨を速やかに市（総務対策部）に通報するものとする。

## 3. 市の通報の義務(災害対策基本法第54条第4項)

市（総務対策部）は、市民、警察官または海上保安官等から異常現象発見の通報を受けたときは、函館地方気象台に通報するものとする。

## 第7項 災害情報の収集・統括および報告

## 1. 災害情報の収集

市各対策部および防災関係機関等は、所管する施設の被害状況や人的被害等、災害対策上必要であると考えられる情報について可能な限り収集し、とりまとめのうえ各対策班長や連絡員を通じ、市（総務対策部）へ報告する。

## 2. 災害情報の統括および報告

市（総務対策部）は、収集した災害情報および被害状況等を統括し、総務対策部長を通じて、災対本部長、災対副本部長へ報告するとともに、北海道地域防災計画に定める「災害情報等報告取扱要領」により速やかに渡島総合振興局長を通じて北海道知事へ報告する。

ただし、火災・災害等即報要領（消防庁）の直接即報基準に該当する火災・災害等については、直接消防庁にも報告する。

火災・災害等即報に係る消防庁報告先

平日 (8:30～ 18:15)	応急対策室	電 話	03-5253-7527
		電子メール	fdma-sokuhou@m1.soumu.go.jp
上記以外	危機管理センター	電 話	03-5253-7777
		電子メール	fdma-sokuhou@m1.soumu.go.jp

資料2 情報収集・伝達  
関係

函館市の防災ビジョン  
総-2 (P4)

職員の動員・配備  
応急-1-5 (P59)

### 第3節 応援要請

市は、市域において地震などによる災害が発生し、救助・救出活動、医療活動および食料や水の供給等の応急対策活動において、市単独では対応することが難しいと判断したときは、被害の状況等を報告した後、各法令、協定に基づき周辺自治体、防災関係機関および民間企業等に対し応援を要請し、迅速な応急対策活動の実施を図る。

一方、周辺自治体等において災害が発生し、救助・救出活動や医療活動等の支援が必要と認めるときは、市は、自主的に被災自治体が行う応急対策活動を支援する。

#### 第1項 応援要請の基準

市（総務対策部）は、地震などによる災害が発生し、市単独の応急対策活動で対応することが難しいと判断したときは、次の基準により応援要請を実施する。

応援要請の基準	摘 要
第2 非常配備	・ 防災に関する協定に基づく必要な応援要請を実施する。
第3 非常配備	・ 被害情報の収集・伝達に混乱・遅れが予想されるため、周辺自治体や渡島総合振興局に応援準備を連絡する。 ・ その後、被害状況に応じた迅速な応援要請を実施する。

#### 第2項 法令に基づく応援

各市町村および防災関係機関は、地震などによる災害が発生し、救助・救出活動や医療活動等に応援の必要があると認めるとき、または市から応援要請があったときは、災害対策基本法、災害救助法、自衛隊法、地方自治法等に基づき、物資や人員等の応援・支援を実施し、迅速な応急対策活動の実施を図る。

##### 1. 指定地方行政機関による応援(災害対策基本法第29、30、31条)

指定地方行政機関は、各防災業務計画や函館市地域防災計画に基づく各種応急対策活動を実施する。

また、市から要請があったときは、各防災関係機関は職員を派遣し、情報の収集・伝達等の応急対策活動を支援する。

##### 2. 自衛隊による災害派遣(災害対策基本法第68条の2、自衛隊法第83条2項)

市（総務対策部）は、地震などによる災害が発生し、救助・救出活動および救援物資の供給など、円滑な応急対策活動の実施を図るため自衛隊の派遣が必要であると認めるときは、北海道知事（渡島総合振興局長）に文書をもって依頼し、知事は自衛隊に部隊の派遣を要請する。

市（総務対策部）は、人命の救助・救出など、北海道知事（渡島総合振興局長）に依頼するいとまがないとき、または通信の途絶等により北海道知事（渡島総合振興局長）と指定部隊との連絡が不能であるときは、直接指定部隊の長に通報することができる。

ただし、直接指定部隊の長に通報したときは、速やかに北海道知事（渡島総合振興局長）に連絡し、文書による手続きを行う。

自衛隊等派遣要請  
個1-3-5 (P144)

資料5 自衛隊関係

また、自衛隊は、北海道知事（渡島総合振興局長）からの派遣要請を待つとまがない場合、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要する場合、関係機関への災害情報提供のため情報収集を行う必要がある場合は自主的に部隊等を派遣することが出来る。この際、北海道知事（渡島総合振興局長）および市（総務対策部）と密接な連絡調整を行うとともに、状況に応じ、飲料水の供給や救助・救出活動の支援を行う。

応急医療・救護  
応急一5（P77）

### 3. 日赤北海道支部による応援（災害救助法第15条）

日赤北海道支部は、災害救助法が適用されたとき、または災害により医療活動や生活必需品の供給などに対して応援が必要であると認めるときは、自主的に被災地へ応援部隊を派遣し、応急医療や生活必需品の供給を実施し、被災者の安全の確保を図る。

## 第3項 協定に基づく応援

市および各防災関係機関は、地震などによる災害が発生し、救助・救出活動や医療活動、食料や水の供給等の応急対策活動において、単独の対応では不足し、応援が必要であると認めるときは、協定に基づき、各協定締結先に対して、応援要請を行い、迅速な応急対策の実施を図る。

## 第4項 その他の応援

市（総務対策部）は、第3項までの応援によるもののほか、必要に応じて渡島総合振興局を通じ、北海道が協定を締結している民間団体等に協力を要請し、緊急輸送、情報の収集・伝達、ライフラインの復旧等において、迅速な応急対策活動の実施を図る。

市および北海道が締結している協定については、資料編6に記載する。

## 第4節 消防活動

消防・救急体制の強化  
予防-3 (P34)

資料6 各種協定

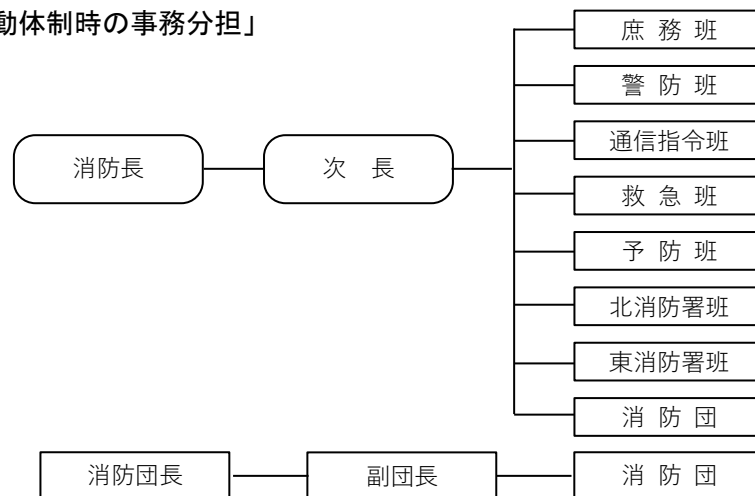
職員の動員・配備  
応急-1-5 (P59)

市は、災害時には、応急消防体制を確立し、消火・救助・救急活動等を実施する。  
また、市単独の対応では困難で、周辺の自治体等の応援が必要であると認めるときは、北海道広域消防相互応援協定に基づき、消火・救助・救急体制を確立し、応急消防対策活動を実施する。

### 第1項 応急活動体制の確立

地震などによる災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、消防本部、消防署および消防団は、職員の動員・配備の基準と消防部の「職員招集計画」に基づき、応急活動体制を確立する。

#### 「応急活動体制時の事務分担」



担当班	業務内容
庶務班	1. 消防団との連絡 2. 資機材等の調達
警防班	1. 被害情報の収集および活動記録 2. 消防車両の保全 3. 資機材の搬送
通信指令班	1. 消防車両の出動指令 2. 災害情報の受信・伝達 3. 気象情報の収集 4. 消防通信の運用
救急班	1. 医療機関との連絡調整 2. 現場救急隊への情報支援
予防班	1. 災害の予防および広報 2. 避難指示等の伝達および誘導 3. 被害情報の調査 4. 災証明の交付（火災に関するものに限る）
消防署班	1. 災害の防除 2. 人命救助および救急活動 3. 災害現場の情報収集および伝達
消防団	1. 周辺地域の避難支援および誘導 2. 周辺地域の応急消火・救出

## 第2項 応援要請

市（消防部）は、地震などによる災害が発生し、周辺自治体等の応援が必要であると認めるときは、北海道広域消防相互応援協定に基づき、消防隊、救助隊等の出動要請、また北海道消防防災ヘリコプターの出動要請を行い、応急消防対策活動を実施する。

## 第3項 被害情報の収集・伝達

市（消防部）は、119番通報や消防車両による巡視・警戒等により被害情報を収集し、消防本部で総括した後、市（総務対策部）や各関係機関へ報告する。情報の収集方法は、次のとおりである。

消防本部	各消防署
<ul style="list-style-type: none"> <li>・119番通報</li> <li>・各消防署からの情報</li> <li>・防災関係機関、報道機関からの情報</li> <li>・各対策部からの情報</li> <li>・北海道消防防災ヘリコプターからの情報</li> <li>・その他</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防車両による巡視・警戒での情報</li> <li>・各消防署員からの情報</li> <li>・市民等および消防団等からの情報</li> <li>・その他</li> </ul>

## 第4項 消火活動の優先

市（消防部）は、119番通報や消防車両による巡視・警戒等による被害情報に基づく消火活動を速やかに実施する。

また、市の地震被害想定の結果により、出火、延焼の危険性が高いと考えられる地域（西部地区、中央部地区）においては、優先的に消防車両による巡視・警戒を実施するなど、出火・延焼の拡大を未然に防止するよう努める。

（消火活動における優先原則）

優先事項	摘 要
早期消火可能地域優先	延焼の拡大防止に、早期発見と消火可能地域を優先
避難場所等の確保優先	人命の安全を図るため、避難場所および避難道路確保を優先
重要地域優先	人命の危険および延焼拡大危険の高い地域を優先
重要対象物優先	人命危険の大きい、不特定多数の者を収容する対象物を優先

第5項 救助・救急活動の優先

1. 市（消防部）は、地震などによる災害が発生したときは、警察・自衛隊・ボランティア等と連携し、救助・救急活動を実施する。

（救助・救急活動における優先原則）

優先事項	摘 要
救命活動の優先	人命危険の大きい被災者の優先
重症者優先	重症者の優先
火災現場付近優先	火災現場付近の人命救助・救出の優先
要配慮者の優先	高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者の優先

2. 市（保健福祉対策部）は、災害の規模など必要と認められるときは、函館市社会福祉協議会へ防災ボランティアの派遣を要請する。

要請を受けた函館市社会福祉協議会は要請に応じ、防災ボランティアを派遣し救助・救出活動を実施する。

ボランティアの受入れ・派遣  
 応急-10 (P99)

## 第5節 応急医療・救護

地震などによる災害が発生したときは、多数の負傷者が発生することが予想される。市（医療対策部）、日赤北海道支部および函館市医師会は、被災者が適切な医療措置を受けられるよう、応急医療体制を確立するとともに、被害状況に応じ医療救護所の設置、医療班の派遣および医薬品等の確保をするものとする。

また、被災者の精神的な動揺や不安の軽減を図るため心のケア対策を実施する。

医療救護活動の環境  
整備  
予防-8-1 (P47)

資料6 各種協定

### 第1項 応急医療体制の確立

市（医療対策部）、日赤北海道支部および函館市医師会は、災害の状況、被害の程度に応じて次のように応急医療体制を確立し、医療・救護活動を実施する。

#### 1. 市立函館病院による応急医療

市（医療対策部）は、地震などによる災害が発生したときには災害拠点病院である市立函館病院を拠点とし、各医療機関と協力して医療・救護活動を実施する。

#### 2. 日赤北海道支部による応急医療

日赤北海道支部は、災害の状況、被害の程度に応じて、市（医療対策部）と連携のもとに、応急医療・救護を実施する。

#### 3. 函館市医師会による応急医療

函館市医師会は、市（医療対策部）からの応援の要請があったときは、迅速に医療班を派遣するなど、応急医療・救護を実施する。

### 第2項 医療救護所の設置

市（医療対策部）および日赤北海道支部は、地震などによる災害が発生し、避難所が開設されたときは、必要に応じて保健所や避難所等に医療救護所を設置する。

医療救護所の活動は、災害時において極めて短時間にかつ集団的に多数の傷病者が発生した場合における現場での救護を、現存の医療能力を最大限に生かし、迅速かつ的確な応急医療救護措置により、できる限り多数の傷病者を救護する事である。

そのためには、傷病者の重症度と治療優先度を定めるトリアージが重要であり、これに基づく適切な応急処置、治療および搬送を実施することが必要となる。

#### 1. トリアージの実施

トリアージの実施に際しては、トリアージ責任者が行き、現場での混乱を避け、より効率的に治療、搬送することを基本とする。

この場合、トリアージは原則的に医師が行うが、医師が到着していないなど、現場の状況から緊急の必要が生じたときは、最初に到着した消防の救急隊長、救急救命士等が実施する。

理想的には、医師等のトリアージチームが災害現場に急行し、トリアージ責任者となる医師に、看護師、救急救命士等が協力することが望まれる。

また、高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者を意識した行動もあわせて求められる。

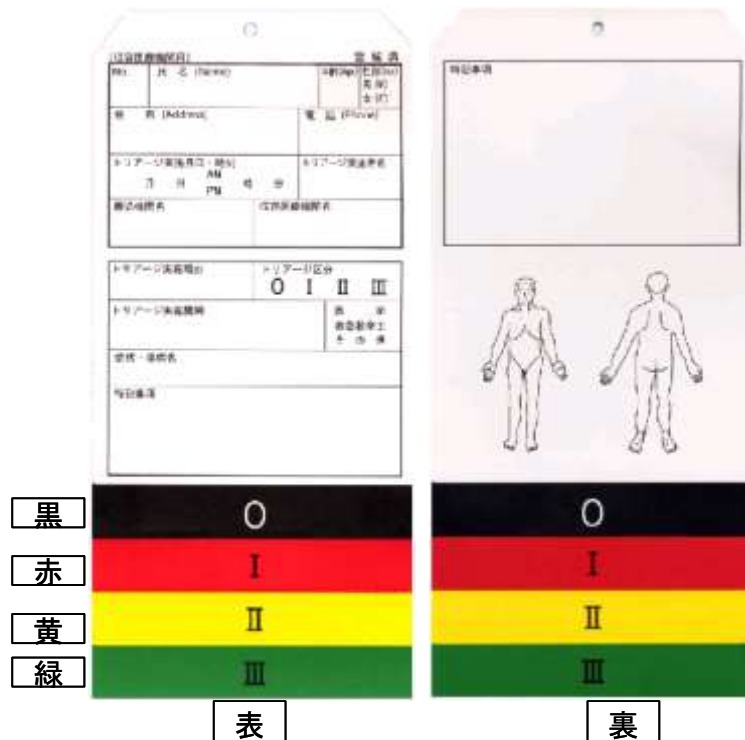
2. トリアージの分類とトリアージタグ

災害時の傷病者識別には国で示された様式に準じたトリアージタグを用いる。

(1) 分類

優先順位	分類 (処置)	識別色	傷病状況 および病態	診 断
第1順位	最優先治療群 (重症群)	赤 (I)	意識障害、ショック、呼吸障害などにより緊急に医療を必要とする傷病者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出血性ショック</li> <li>・脳蓋内出血</li> <li>・血気胸</li> <li>・クラッシュ症候群</li> <li>・腹膜炎</li> <li>・広範囲熱傷</li> </ul>
第2順位	待機的治療群 (中等症群)	黄 (II)	バイタルサインは安定しているが、待機的な治療が必要な傷病者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・脊髄損傷</li> <li>・四肢骨折、脱臼</li> <li>・肢切断</li> <li>・皮膚剥脱創</li> <li>・中等熱傷</li> </ul>
第3順位	保留群 (軽傷群)	緑 (III)	専門医療を必要とせず、自分自身や仲間同士での処置が可能な傷病者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手または足の打撲および創傷</li> <li>・小範囲の熱傷</li> <li>・過換気症候群</li> </ul>
第4順位	死亡群	黒 (O)	すでに死亡しているか、死戦期にある傷病者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開放性脳損傷</li> <li>・全身熱傷</li> <li>・高位頸髄損傷</li> </ul>

(2) トリアージタグ





### 第3項 医療班の派遣

市（医療対策部）は、被害状況から必要と認めるときは、函館市医師会に対し医療班の派遣を要請する。

函館市医師会は、派遣要請を受けたときは迅速に医療班を派遣し、災害現場において円滑な医療・救護活動の実施を図る。

資料6 各種協定

### 第4項 医薬品・医療資機材の確保

市（医療対策部）、日赤北海道支部および函館市医師会は、災害時の医薬品、医療資機材の調達を行うときは、市内の医療機関からの一時借入および市内等の販売業者からの購入等により行う。なお、市（保健衛生対策部、医療対策部）が医薬品等の確保が困難なときは、渡島総合振興局保健環境部保健行政室に協力を要請する。

### 第5項 メンタルヘルス対策（心のケア）

市（保健福祉対策部、保健衛生対策部）は、医療対策部の協力を得て、保健所、避難所および応急仮設住宅に災害の状況に応じて、メンタルヘルス相談窓口の設置や巡回相談等により、被災者の精神的な動揺や不安、特にPTSD（心的外傷後ストレス障害）に対する相談に応じ、被災者の精神的な負担の軽減を図る。

その他各種支援窓口の整備  
復旧-1-3 (P126)

## 第6節 避難と受入れ、警戒区域の設定

市は、災害が発生するなど、住民等の生命、身体に被害が及ぶおそれがあると判断される状況に至ったときは、直ちに避難が必要と認める地域の居住者等に対し、避難の指示を行うとともに、避難所を開設し、避難者およびボランティア等と協力し、水や食料等の供給、応急救護等を実施し、住民等の安全の確保を図る。

また、市民の生命または身体に危険が及び、特に必要があると判断されたときには、警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りの禁止等を行う。

### 第1項 避難指示等の実施責任者と措置内容

#### 1. 市(災害対策基本法第60条、水防法第29条、地方自治法第153条)

災対本部長(市長)は、状況に応じて、避難の必要があると判断された地域の必要と認める居住者等に対し、次の避難指示等を発令する。

- (1) 避難のための立退きの指示(以下「避難指示」という。)
- (2) 必要に応じて行う立退き先としての指定緊急避難場所等の避難場所の指示
- (3) 緊急安全確保措置の指示(以下「緊急安全確保」という。)

また、避難指示、緊急安全確保のほか、高齢者や障がい者等の要配慮者の避難に資する高齢者等避難を必要に応じて発令する。

市(総務対策部)は、高齢者等避難および上記の指示等の発令を行ったときは、その旨を速やかに渡島総合振興局長を通じて北海道知事へ報告する。また、洪水、津波もしくは高潮の発生により避難指示等の発令を行ったときは、当該区域を所轄する警察署長へも報告する。なお、指示等を解除したときも同様とする。

ただし、これら指示等を行うことができないときは、警察署または函館海上保安部に指示を求める。

戸井、恵山、榎法華、南茅部の地区本部長(支所長)は、その地域において避難の必要があると判断されるときは、災対本部長に対し、高齢者等避難、避難指示等の発令を要請することができる。

ただし、各地域において緊急を要する場合には、地区本部長が災対本部長に代わり発令することができる。この場合において、地区本部長は速やかに災対本部長に報告するものとする。

緊急指定避難場所の  
指定

予防-7-3 (P44)

地区災害対策本部の  
設置・廃止

応急-1-2 (P58)

## 2. 北海道知事またはその命を受けた道職員(災害対策基本法第60条、水防法29条、地すべり防止法第25条)

北海道知事(渡島総合振興局長)または知事の命令を受けた職員は、洪水または高潮の発生もしくは地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき、またはその可能性が大きいと判断されるときは、避難が必要と認められる地域の居住者等に対し、避難の指示を行うことができる。

また、北海道知事は、災害発生により市長が避難指示等に関する措置ができないときは、市長に代わって実施する。

## 3. 警察官または海上保安官(災害対策基本法第61条、警察官職務執行法第4条)

警察官または海上保安官は、市長から要求があったとき、または市長が指示できないと認めるときは、避難が必要な地域の居住者等に対し、避難の指示を行うものとし、避難先についても指示することができる。この場合、ただちにその旨を市長に通知するものとする。

## 4. 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官(自衛隊法第94条等)

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、市長等、警察官、海上保安官がその場にいないときに限り、次の措置をとることができる。この場合において、当該措置をとったときは、ただちにその旨を市長((6)については、当該措置命令等を行った場所を管轄する警察署長)に通知しなければならない。

- (1) 住民等の避難等の措置等(警察官職務執行法第4条)
- (2) 他人の土地等への立入(警察官職務執行法第6条第1項)
- (3) 警戒区域の設定等(災害対策基本法第63条第3項)
- (4) 他人の土地等の一時使用等および被災工作物等の除去等(災害対策基本法第64条第8項)
- (5) 住民等への応急措置業務従事命令(災害対策基本法第65条第3項)
- (6) 自衛隊用緊急通行車両の通行の確保のための車両等の移動等の措置命令等(災害対策基本法第76条の3第3項)

第2項 避難指示等の発令

1. 避難情報の発令により避難が必要な居住者等に求める行動

高齢者等避難、避難指示および緊急安全確保は、次の基準により発令し、住民等に求める行動は次のとおりである。

(発令等に至るまでの状況)

(注1) 警戒 レベル	発令 内容 (発表)	発令時の状況	住民等に求める行動
警戒 レベル 1	早期注意 情報 (気象庁)	・今後気象状 況悪化のおそ れ	・防災気象情報等の最新情報に注意するなど、 災害への心構えを高める。
警戒 レベル 2	洪水注意報、 大雨注意報等 (気象庁)	・気象状況悪 化	・ハザードマップ等により災害リスク、避難場 所や避難経路、避難のタイミング等の再確 認、避難情報の把握手段の再確認・注意な ど、避難に備え自らの避難行動を確認する。
警戒 レベル 3	高齢者等 避難	・災害が発生 するおそれ がある状況	【危険な場所から高齢者等は避難】 ・高齢者等は、危険な場所から避難（立退き避難 または屋内安全確保）する。 ・高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出 を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、 避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミ ングである。 ・例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ま しい場所の居住者等は、このタイミングで自主 的に避難することが望ましい。
警戒 レベル 4	避難指示	・災害が発生 するおそれ が高い状況	【危険な場所から全員避難】 ・危険な場所から全員避難する（立退き避難また は屋内安全確保）。
警戒 レベル 5	(注2) 緊急安全確保	・災害が発生 または切迫し ている状況	【命の危険、直ちに安全確保】 ・指定緊急避難場所等への立退き避難すること がかえって危険である場合、直ちに身の安全を 確保する。ただし、災害発生・切迫の状況で、 本行動を安全にとることができるとは限らず、 また本行動をとったとしても身の安全を確保 できるとは限らない。

(注1) 上記表の警戒レベルは、水害（津波を除く）・土砂災害に用いるものとする。

(注2) 緊急安全確保については、災害が実際に発生していることを把握した場合に可能な範囲で発令するものであることから、必ず発令するものではない。

2. 洪水災害時等の発令基準

(1) 洪水災害の発令基準

氾濫危険水位等が設定され、水位の常時観測が可能な河川については、以下の基準のほか降雨状況、河川巡視、今後の気象予測などを総合的に判断し、当該河川が氾濫した場合に想定される浸水想定区域に発令する。

また、それ以外の河川については、降雨状況、河川巡視、周辺の地形、今後の気象予測などを総合的に判断し発令する。

警戒レベル	避難情報等	基準
警戒レベル3	高齢者等避難	①避難判断水位に到達した場合 ②氾濫注意水位を超えた状態で、水位観測所の水位が急激に上昇している場合や、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「警戒」（赤）が出現するなど、急激な水位上昇のおそれがある場合 ③堤防に軽微な漏水・浸食等が発見された場合 ④高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近または通過することが予想される場合
警戒レベル4	避難指示	①氾濫危険水位に到達した場合 ②避難判断水位を超えた状態で、水位観測所の水位が急激に上昇している場合や、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「危険」（紫）が出現するなど、急激な水位上昇のおそれがある場合 ③堤防に異常な漏水・浸食等が発見された場合 ④警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近または通過することが予想される場合 ⑤警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合
警戒レベル5	緊急安全確保	（災害が切迫） ①洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「災害切迫（黒）」が出現した場合 ②堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 ③樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合 （災害発生を確認） ・堤防の決壊や越水・溢水の発生を把握した場合

(2) 高波・高潮災害の発令基準

以下の基準を参考に、今後の気象予測や沿岸部の諸現象などを総合的に判断し、越波や越流の発生により浸水が予想される区域に発令する。

警戒レベル	避難情報等	基準
警戒レベル3	高齢者等避難	①高潮注意報が発表されている状況で、警報に切り替わる可能性が高いと言及された場合 ②高潮注意報が発表されている状況で、台風の暴風域が市にかかると予想されている、または接近することが見込まれる場合 ③警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 ④「伊勢湾台風」級（中心気圧 930hPa 以下または最大風速 50m/s 以上）の台風が接近し、上陸 24 時間前に、特別警報発表の可能性がある旨、府県気象情報や気象庁の記者会見等により周知された場合
警戒レベル4	避難指示	①高潮警報あるいは高潮特別警報が発表された場合 ②警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
警戒レベル5	緊急安全確保	（災害が切迫） ①水門等の異常が確認された場合 （災害発生を確認） ①海岸堤防等が倒壊した場合 ②異常な越波・越流が発生した場合

3. 土砂災害時の発令基準等

以下の基準を参考に、降雨状況、今後の気象予測や災害発生の諸現象などを総合的に判断し発令する。

警戒レベル	避難情報等	基準	発令範囲
警戒レベル3	高齢者等避難	①大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」となった場合	土砂災害危険度情報（以下「土砂災害危険度情報」という。）において、「警戒（赤）」となったメッシュと重なる土砂災害警戒区域等
		②数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合	事前通行規制等により避難経路の安全な通行が困難となる地域と重なる土砂災害警戒区域等
		③警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合	左記の基準に該当する地域と重なる土砂災害警戒区域等
警戒レベル4	避難指示	①土砂災害警戒情報が発表された場合	土砂災害危険度情報において「危険（紫）」となったメッシュと重なる土砂災害警戒区域等
		②土砂災害の危険度分布で「危険（紫）」となった場合	
		③警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合	左記の基準に該当する地域と重なる土砂災害警戒区域等
		④警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合	
		⑤土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水、地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合	当該前兆現象が発見された箇所およびその周辺の区域（土砂災害危険箇所以外の区域で発見された場合を含む）
警戒レベル5	緊急安全確保	（災害が切迫） ①大雨特別警報（土砂災害）が発表された場合	土砂災害危険度情報において「災害切迫（黒）」となったメッシュと重なる土砂災害警戒区域等
		②土砂災害の危険度分布で「災害切迫（黒）」となった場合	
		（災害発生を確認） ②土砂災害の発生が確認された場合	家屋の倒壊や道路の崩壊など、人的被害につながるおそれのある規模の土砂災害が発生した箇所およびその周辺の区域（土砂災害警戒区域等以外の区域で発見された場合を含む。）

#### 4. 津波災害時の発令基準等

避難情報の発令基準は次表のとおりとする。

避難情報	基準	住民等に求める行動
避難指示	北海道太平洋沿岸西部に津波警報または大津波警報が発表された場合	直ちに津波の浸水が想定されている区域外または津波災害に対応した指定緊急避難場所への「立ち退き避難」を開始する。「立ち退き避難」が困難な場合には、津波避難ビルへ避難する。

#### 5. 突発的な災害時において住民等に求める行動

突発的な災害の場合、市は避難指示等の発令が間に合わないこともあるため、洪水や土砂災害に対して、住民等は、自ら下記の警戒レベル相当情報等を確認し避難の必要性を判断するとともに、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。

また、津波について、住民等は、津波のおそれがある地域にいるときや海沿いにいるときに、地震に伴う強い揺れ又は長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、気象庁の津波警報等の発表や市からの避難指示を待たずに、自発的かつ速やかに立ち退き避難を行う。

警戒レベル	住民等が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報 (警戒レベル相当情報)		
	洪水に関する情報		土砂災害に関する情報
	水位情報がある場合	水位情報がない場合	
警戒レベル2	氾濫注意情報	・洪水警報の危険度分布(注意)	・土砂災害に関するメッシュ情報(注意)
警戒レベル3	氾濫警戒情報	・洪水警報 ・洪水警報の危険度分布(警戒)	・大雨警報(土砂災害) ・土砂災害に関するメッシュ情報(警戒)
警戒レベル4	氾濫危険情報	・洪水警報の危険度分布(非常に危険)	・土砂災害警戒情報 ・土砂災害に関するメッシュ情報(非常に危険) ・土砂災害に関するメッシュ情報(極めて危険)
警戒レベル5	氾濫発生情報	※ (大雨特別警報(浸水害))	※ (大雨特別警報(土砂災害))

※. 大雨特別警報は、洪水や土砂災害の発生情報ではないものの、災害が既に発生している蓋然性が極めて高い情報として、警戒レベル5相当情報としている。

#### 6. 避難指示等の伝達

##### (1) 伝達事項

市は、避難指示等の発令時には、次の例のとおり、対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように配慮し、迅速かつ的確に当該地域の居住者等に対して伝達し、安全の確保を図る。



<p>洪水を警戒し発令する場合の 【警戒レベル3】高齢者等避難の伝達例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 函館市に大雨の恐れがあることから、</li> <li>■ 〇〇川周辺の溢水を警戒し、</li> <li>■ 下記地域に警戒レベル3、高齢者等避難を発令しました。</li> <li>■ 下記地域の浸水想定区域等にお住まいで、避難に時間のかかる方は避難を開始してください。</li> <li>■ 【発令地域】、【開設避難所】</li> </ul>
<p>土砂災害を警戒し発令する場合の 【警戒レベル4】避難指示の伝達例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 函館市に土砂災害警戒情報が発表され、</li> <li>■ 土砂災害が発生する危険性が非常に高まったため、</li> <li>■ 下記地域に警戒レベル4、避難指示を発令しました。</li> <li>■ 下記地域の土砂災害警戒区域等にお住まいの方は、速やかに全員避難を開始してください。</li> <li>■ 【発令地域】、【開設避難所】</li> </ul>

(2) 伝達手段

市（総務対策部、各対策部）は、避難情報等の伝達を、次に掲げる複数の手段により実施する。

避難情報等の伝達手段	詳細
Lアラート（災害情報共有システム）による伝達	北海道防災情報システムのLアラート連携機能により、テレビ、ラジオ、インターネット等の各メディアを通じ伝達する。
メールサービス等による伝達	函館市ANSINメールやX（旧Twitter）、LINE、緊急速報メール配信サービスにより伝達する。
FAXによる伝達	防災情報等一斉配信サービスを利用し、事前登録者へ避難情報等の一斉送信を行い伝達する。
防災行政無線設備による伝達	防災行政無線設備からの放送により伝達する。
市等のホームページによる伝達	市等のホームページへの掲載により伝達する。
広報車による伝達	広報車および消防車両により伝達する。また、必要があるときは、警察等の出動を要請し伝達する。
電話、戸別訪問による伝達	上記の手段による伝達が困難なとき、または必要と認めるときは、住民組織、官公署、事業所等への電話や戸別訪問により伝達する。

第3項 避難誘導の実施

市（各対策部）、消防団、警察官、自主防災組織等は、適切かつ迅速に避難誘導を実施し、市民等の安全を確保する。

また、避難誘導にあたる者の安全の確保に努める。

避難体制の整備  
予防-7 (P43)

資料3 避難所関係

## 第4項 避難所の開設・運営

市（教育対策部）は、地震等による災害が発生し、避難指示等の発令の際、下記「避難所の開設基準」に基づいて、避難所を開設する。

なお、災害の発生状況に応じ必要があると認めるときは、事業所等の協力を得て、臨時の避難所を開設する。

また、市（教育対策部）は、避難所が廃止されるまで職員を派遣し、避難所運営の実務を行う。

### 「避難所の開設基準」

- ① 震度6弱以上の地震が観測されたとき
- ② 大津波警報もしくは津波警報が発表されたとき
- ③ 高齢者等避難、避難指示および緊急安全確保の発令があったとき
- ④ 市長が開設する必要があると認めるとき

### 1. 避難所の開設

市（教育対策部）は、「避難所の開設基準」に定める状況に至ったときは、できる限り速やかに市職員を避難所へ派遣し、施設の安全性を確認した後、施設管理者と連携を図りながら、避難所を開設する（緊急避難地、広域避難地および津波避難ビルを除く）。津波避難ビルの施設管理者は、避難指示が発令されたときは、避難者の受入れを行うとともに、市（総務対策部）は、施設管理者や避難者の協力のもと、避難状況の把握に努める。

なお、「避難所地域協力員制度」により、地域住民の協力が得られる避難所については、避難所の開設基準①または②に該当する災害が発生した場合、避難所地域協力員は自らの避難行動に合わせ避難所に行き、市職員が避難所に到着していない場合は避難所を解錠し、避難者を受け入れる。

### 2. 避難状況および避難所周辺の被害状況の報告

市（教育対策部）は、避難所を開設したときは、避難者等と協力し、迅速に避難者名簿を作成するなど避難状況を取りまとめるとともに、避難所周辺の浸水状況、建物の倒壊や火災、交通渋滞等の被害情報を収集し、速やかに災害対策本部へ報告する。

#### 「報告事項」

- ・ 避難所の名称および所在地
- ・ 避難所開設の日時
- ・ 収容状況および人数
- ・ 要配慮者や傷病者の有無等
- ・ 周辺の被災状況
- ・ 周辺の交通渋滞等道路状況
- ・ 避難所および周辺のライフラインの被災状況 等

### 3. 避難所運営の実務

市（教育対策部）は、「函館市避難所運営マニュアル」により、避難者およびボランティア等と協力し、避難所が廃止されるまでの期間、次のような運営実務を実施する。

資料3 避難所関係

要配慮者対策  
応急-8 (P96)

なお、避難所の運営にあたっては、男女共同参画を推進するとともに、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

また、要配慮者への対応については、第3章第8節第4項「避難生活における要配慮者への配慮」による。

- (1) 施設利用計画作成等の平常時における対策
- (2) 避難者の受付、避難スペースの割当て（屋外避難者、ペット同伴者の対応を含む）
- (3) 要配慮者、女性や子育て家庭、性的少数者など、様々なニーズへの配慮
- (4) 避難者の健康状態の把握（屋外避難者を含む）
- (5) 災害対策本部との連絡調整
- (6) 飲料水や食料、衣類などの必要物資の把握と要請
- (7) 避難所運営委員会の設置および運営支援
- (8) 避難所の衛生環境、生活環境の確保
- (9) 避難所における感染症対策の実施

#### 第5項 避難所の統合および廃止

市（教育対策部）は、災害の状況、収容している避難者数、ライフライン施設等の復旧状況等に応じて、災害対策本部の指示のもと、避難所を統合および廃止する。

#### 第6項 警戒区域の設定

##### 1. 市（災害対策基本法第63条、地方自治法第153条）

災対本部長は、市民の生命または身体に対する危険を防止し、市民の安全を確保するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立ち入りを制限し、もしくは禁止し、または当該区域からの退去を命ずることができる。

戸井、恵山、椴法華、南茅部の地区本部長は、各地域において警戒区域を設定する必要があると判断されるときは、災対本部長に対し、その設定を要請することができる。

ただし、各地域において緊急を要する場合には、地区本部長が災対本部長に代わり、警戒区域を設定することができる。この場合において地区本部長は速やかに災対本部長に報告することとする。

##### 2. 警察官または海上保安官（災害対策基本法第63条、地方自治法第153条、消防法第28、36条、水防法第21条）

警察官または海上保安官は、市長またはその委任を受けて市長の職権を行う市職員が現場にいないとき、またはこれらの者から要求があったときは、警戒区域を設定することができる。この場合、ただちに警戒区域を設定した旨を市長に通知することとする。

##### 3. 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（災害対策基本法第63条）

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市長またはその委任を受けて市長の職権を行う市職員が現場にいないときに限り、警戒区域を設定することができる。

この場合、ただちに警戒区域を設定した旨を市長に通知することとする。

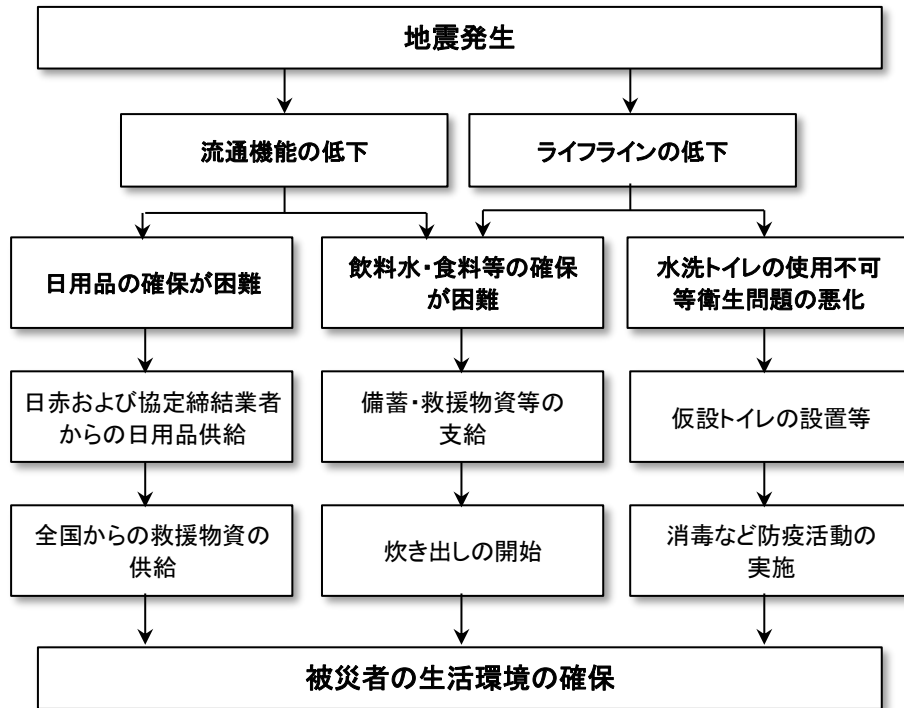
**4. 消防吏員または消防団員(消防法第 28、36 条、水防法第 21 条)**

消防吏員または消防団員は、消防活動や水防活動の現場において、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域からの退去を命じ、またはその区域への出入りを禁止もしくは制限することができる。

## 第7節 生活救援対策

市および防災関係機関等は、地震などによる災害が発生したときは、ライフラインや流通機能の低下が予想されるため、応急給水や救援物資等を供給するなど生活救援活動を実施する。

円滑な応急対策への備え  
予防-8 (P47)



市は、被災者の生活環境を確保するため、応急給水の実施や食料および生活必需品等の供給を行うが、市独自の供給が困難なときは、各協定や自衛隊等の応援による必要物資の供給体制を確立する。

市および日赤函館市地区は、全国から寄せられる義援金や救援物資等の受入れを行うとともに、速やかに被災者に支給するなど、円滑な生活救援活動の実施を図る。

また、市は、仮設トイレの設置や避難所等における防疫・環境対策を実施し、衛生環境の改善を図る。

### 第1項 応急給水

市（企業対策部）は、地震などによる災害が発生したとき、水道施設が被災し飲料水・生活用水の確保が困難となった被災者に対し、生命の維持、健康の確保のため、応急給水を実施する。

給水活動体制の整備  
予防-8-3 (P48)

また、市（企業対策部）は、必要に応じて自治体等との応援協定、災害対策基本法や自衛隊法に基づく応援要請等により、円滑な応急給水を実施する。

協定に基づく応援  
応急-3-3 (P73)

#### 1. 応急給水体制の整備と応援要請の実施

市（企業対策部）は、被災者の生命を維持するため、迅速に応急給水体制をとり、円滑な応急給水を実施する。

また、企業局庁舎が地震などによる災害で使用できないときは、浄水場（赤川高区）に企業対策部の本部を設置する。

資料6 各種協定

さらに、災害の状況により、市独自の給水が困難なときは、各協定に基づき給水応援要請を行う。

**2. 給水資機材の確保**

市（企業対策部）は、給水に必要な給水資機材を確保し、迅速な応急給水活動の実施を図る。

**3. 応急取水・給水の実施**

市（企業対策部）は、次に示す方法により、災害時の応急取水・給水を行う。また、給水の方法は給水車等による搬送給水を基本とする。

項目	取水・給水の方法	備考
取水	直接取水	・配水管が破損し給水ができないときは、緊急遮断弁の作動による赤川高区浄水場および旭岡浄水場からの取水を基本とする。
給水 (飲料水)	市による搬送給水	・基本とする給水方法。給水車および給水用容器をもって実施するが、支障をきたすときは、市有散水車により実施する。
	他の自治体・自衛隊による給水	・日本水道協会北海道地方支部の応援協定に基づく応急給水や自衛隊による搬送給水等により実施する。
	消火栓を利用した給水	・特定地域の水道施設が破損して使用できないときは消火栓に応急仮設給水栓を取り付けて給水する。
	浄水装置による給水	・搬送その他の方法による給水が困難であり、付近に利用可能な水源があるときは、浄水装置の確保等により給水する。

**4. 給水場所・時間等の広報**

市（企業対策部）は、災害時の応急給水に際し、給水場所・時間について報道機関、広報車・防災行政無線および広報紙等により、市民等へ事前に周知するよう努める。

**第2項 食料の供給**

市（経済対策部）は、地震などによる災害が発生し、災害のため食料の確保が困難となった被災者等に対し、食料の供給に関する協定の締結業者および北海道などと連携をとり、食料の供給を迅速に実施する。

また、日赤函館市地区、ボランティア、市民および避難者等の協力により、避難所等で炊き出しを実施する。

**1. 供給の対象者**

災害時における応急的な食料供給の対象者は、次のとおりとする。

- ・避難所に滞在している被災者
- ・やむを得ない理由により避難所に滞在できない被災者
- ・家屋の被害により、自炊ができない者
- ・災害応急対策に従事している者
- ・その他市長が必要と認めた者

**2. 供給の期間**

市（経済対策部）は、原則として避難所が開設された直後から廃止されるまで

資料8 防災資機材等

資料6 各種協定

食料・生活必需品の備蓄および物資供給体制の整備  
予防-8-4 (P49)

資料6 各種協定

の期間について、食料の供給を実施する。

### 3. 食料の確保

災害発生後1日間の食料については、市民による家庭内備蓄と市の備蓄により確保を図り、2日目以降については、協定業者からの調達、全国各地からの救援物資、またはボランティアによる炊き出し等により、平常時食べ慣れている食料の確保を図る。

### 4. 要配慮者への配慮

市（経済対策部）は、食料の供給にあたっては、粉ミルクや軟らかく食べやすい食品を用意するほか、アレルギーに対応するための品目も必要に応じて用意するなど、乳幼児、高齢者および障がい者等の要配慮者に配慮する。

要配慮者対策  
応急-8 (P96)

## 第3項 生活必需品の供給

市（経済対策部）は、地震などによる災害が発生したときは、被災者や応急災害対策活動に従事している者等、災害のため生活必需品の確保が困難となった者に対し、毛布や衣料などの生活必需品を供給する。

食料・生活必需品の備蓄および物資供給体制の整備  
予防-8-4 (P49)

また、日赤函館市地区は、災害の状況に応じて、日用品や毛布等の生活必需品の供給を実施する。

資料6 各種協定

### 1. 供給の対象者

災害時における応急的な生活必需品供給の対象者は、次のとおりとする。

- ・避難所に滞在している被災者
- ・やむを得ない理由により避難所に滞在できない被災者
- ・家屋の被害により、生活必需品の確保が困難な者
- ・災害応急対策に従事している者
- ・その他市長が必要と認めた者

### 2. 供給品目

市（経済対策部）または日赤函館市地区による供給品目は、おおむね次のとおりである。

- ・寝具（毛布、布団等）
- ・日用品（石けん、ちり紙、歯ブラシ、歯磨粉等の類）
- ・その他日常生活に欠くことのできないと認められるもの

### 3. 供給の期間

市（経済対策部）は、原則として避難所が開設された直後から廃止されるまでの期間について、生活必需品の供給を実施する。

### 4. 生活必需品の確保

災害発生後1日目の生活必需品については、市民による家庭内備蓄と市の備蓄、日赤からの供給により確保を図り、2日目以降については、協定業者からの調達、全国からの救援物資等により生活必需品の確保を図る。

### 5. 要配慮者への配慮

市（経済対策部）は、生活必需品の供給にあたっては、乳幼児、高齢者および障がい者等の要配慮者や男女のニーズの違いに配慮する。

要配慮者対策  
応急-8 (P96)

その他各種支援窓口の整備  
復旧-1-3 (P126)

#### 第4項 災害見舞金の支給および義援金、救援物資の受入れ・配分

市（保健福祉対策部）は、被災の状況に応じて災害見舞金を支給する。

また、市（保健福祉対策部、経済対策部）および日赤函館市地区は、全国各地からの義援金や救援物資を被災者等へ配分する。

##### 1. 災害見舞金の支給

市（保健福祉対策部）は、災害見舞金支給要綱に基づき、被災の状況に応じて被災者に災害見舞金を支給する。

##### 2. 義援金の受入れ・配分

市（保健福祉対策部）は、全国各地からの被災者あての義援金を受付けるとともに、函館市義援金配分委員会において決定した配分基準に応じて、義援金を被災者に配分する。

日本赤十字社は、全国各地からの義援金受付窓口を設置して義援金の受入れを実施し、北海道および市を通じ義援金を被災者に配分する。

##### 3. 救援物資の受入れ・配分

市（経済対策部）は、一般ボランティアの協力を得て、全国各地から送られてくる救援物資の受入れを実施し、市内郵便局や函館地区トラック協会等と締結した緊急物資の輸送に関する協定を活用し、物資の配分を迅速に実施する。

救援物資の一次保管場所については、災害の状況や物資の搬入出の容易さなどの立地条件等を総合的に勘案して選定し、救援物資の管理・配送を実施する。

#### 第5項 防疫・環境対策の実施

市は、地震などによる災害が発生したときは、被災地の衛生的な環境を確保するため、感染症の発生や蔓延を防止し、ごみ・し尿、死亡獣畜の処理を実施する。

また、災害による被害が甚大で、市独自で処理することが困難、または不可能なときは、周辺自治体、北海道および民間団体等へ応援を要請する。

##### 1. 感染症・食中毒の発生・まん延の防止

市（保健衛生対策部）は、防疫班を編成し調査・検査を実施し、被災地の衛生環境を把握するとともに、必要があると認めるときは、飲料水、家屋、公衆便所等の消毒を実施する。

また、避難所等では、被災者やボランティア等に対し、防疫指導を行うとともに、避難者に対して、必要に応じ健康診断を実施し、避難者の健康の保持を図る。

##### 2. ごみストックヤード（一次仮置場）の確保

市（環境対策部）は、がれき・コンクリート片等の廃棄物が一時的に大量に出たときは、被災地周辺の遊休地等を一次仮置場として指定するなど、円滑な処理を促進する。

また、市（環境対策部）は、被災地の衛生的な環境を確保するため、避難所や一般家庭から一時的に大量にごみが排出されたときには、公園・広場などを一次仮置場として活用し、円滑な処理を推進する。

防疫・衛生活動体制の整備  
予防-8-6 (P50)

ごみ・し尿処理体制の整備  
予防-8-7 (P51)



### 3. 応急仮設トイレ・風呂の設置

市（環境対策部、保健衛生対策部）は、上・下水道施設の被害により、水洗トイレの使用や入浴ができないときは、避難所等に応急仮設トイレ、風呂等を設置し、被災者の衛生状態を維持する。

### 4. 死亡獣畜の処理

牛、馬、豚、犬等の死亡獣畜の処理は、その所有者が実施する。所有者が実施することが困難または所有者が不明なときは、市（保健衛生対策部、農林水産対策部）が施設管理者と連携して行う。

### 5. 大気汚染対策

市（環境対策部）は、被災建築物や工作物の解体等に伴う粉塵による大気の汚染が予想されるため、解体等工事に伴う粉塵の抑制方法等について広報するなど、大気汚染の防止を図る。

### 6. 石綿飛散防止対策

被災建築物や工作物からの石綿の飛散による二次被害を防止するため、市（環境対策部）は、環境省が作成した「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」に基づき、住民等への注意喚起、被災建築物等の確認調査、大気中石綿濃度のモニタリングの実施、被災建築物等の所有者等に対する応急措置の指導等を実施する。

また、被災建築物等の解体・改修等における石綿飛散・ばく露防止に係る指導体制の整備を図る。

## 第8節 要配慮者対策

要配慮者対策  
予防-9 (P52)

地震などによる災害が発生したときは、市民や自主防災組織、ボランティア、市および防災関係機関等が連携して、要配慮者の避難・誘導、救助・救出活動、物資の供給等を実施し、要配慮者の安全の確保に努める。

安否の確認  
応急-11-1 (P101)

なかでも、避難行動要支援者については、生命・身体の保護のため特に必要な場合は、本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿および個別避難計画を効果的に利用し、避難支援や迅速な安否確認等が行われるよう努める。

### 第1項 避難行動要支援者への避難支援

#### 1. 名簿および計画の提供

避難行動要支援者名簿の作成  
予防-9-1 (P52)

市（総務対策部）は、災害時等において、生命または身体を保護するため特に必要があると認めるときは、救助・救援に従事する防災関係機関等に避難行動要支援者名簿および個別避難計画を提供し、避難支援等に活用する。

#### 2. 名簿情報および計画情報の提供に際し情報漏えいを防止するための措置

災害時等において、避難支援等のために提供した名簿情報および計画情報が必要でなくなったときは、名簿および計画の廃棄や市への返還などの措置を講ずる。

### 第2項 避難支援等関係者による避難支援

#### 1. 避難支援の方法

情報伝達や避難支援体制の整備  
予防-9-2 (P53)

避難支援等関係者は、市が避難情報を発令したときは、避難行動要支援者名簿やあらかじめ定めた個別避難計画に基づき、避難行動要支援者の避難を支援する。

#### 2. 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者は、避難支援の実施にあたり、避難支援者本人またはその家族などの生命および身体の安全確保を最優先とする。

### 第3項 要配慮者の円滑な避難のための立ち退きを行うことができるための通知

#### または警告

市（総務対策部）は、災害時には、要配慮者が円滑かつ安全に避難を行うことができるよう、避難情報を適時適切に発令する。

### 第4項 避難生活における要配慮者への配慮

#### 1. 避難所内でのプライバシー保護のための場所の確保

市（教育対策部）は、避難した要配慮者が避難所において特別な配慮が必要となることを考慮し、授乳や介護対応等のプライバシー保護のための場所を避難所内に確保する。

## 2. 福祉避難所への移送

市（保健福祉対策部、保健衛生対策部、教育対策部）は、避難した要配慮者が、心身の状況等からより専門性の高い対応が必要である場合は、要配慮者の家族や避難支援等関係者などの協力のもと、福祉避難所へ移送する。

情報伝達や避難支援体制の整備  
予防-9-2 (P53)

## 3. 福祉避難所の運営

福祉避難所の施設管理者は、市（保健福祉対策部、保健衛生対策部）から開設要請があったときは、施設利用者や施設本来の機能維持に配慮しながら、要配慮者の受け入れを開始し、要配慮者への対応に努める。

市（保健福祉対策部、保健衛生対策部）は、施設管理者と連携しながら要配慮者の状況把握に努めるとともに、円滑な避難所運営を支援する。

資料3 避難所関係

## 4. 生活必需品の供給、住宅等の斡旋

市（経済対策部）は、要配慮者に配慮した生活必需品の供給を行う。

避難所生活が長期化したときは、市（保健福祉対策部、建築対策部）は、各種在宅福祉サービス等の活用、公営住宅の斡旋等の措置を行う。

## 5. 相談窓口の設置

市（保健福祉対策部、市民対策部）は、避難所等に要配慮者の相談窓口を設置するなど、避難所等における生活、資金援助、介護者の確保等各種相談に応じた対策を推進する。

ボランティアの活動環境の整備  
予防-1-5 (P30)

## 6. 要配慮者への広報

市（保健福祉対策部、企画対策部）は公営住宅の空き室状況および生活必需品の供給など、要配慮者に対する情報提供を行う際には、広報紙、報道機関やボランティアの協力等により、手話・点字・外国語などの活用等、要配慮者に配慮した情報の提供を行う。

## 第5項 社会福祉施設等における対策

社会福祉施設等の施設管理者は、災害時には、施設に入所、入院している者や利用者である要配慮者に対し、市民およびボランティア、防災関係機関等の協力を得て、身体的ハンディ等を考慮した避難・誘導、救助・救出、救援物資の供給等を行い、要配慮者の安全を確保する。

社会福祉施設等の対策  
予防-9-3 (P54)

## 第9節 家庭動物等の救護対策

防疫・衛生活動体制  
の整備  
予防-8-6 (P50)

資料6 各種協定

災害時における動物の適正飼養、動物の避難は、北海道動物の愛護及び管理に関する条例に基づき、飼い主自らの責任により、同行避難（飼養している動物を伴い、安全な場所まで避難すること）を行う。

市（保健衛生対策部）は、災害時に放置された家庭動物等について、道南獣医師会および動物愛護団体と連携・協力して動物救援本部を設置し、北海道の指導・助言のもと家庭動物等の救護対策を実施する。

なお、被害が甚大で被災動物の救護活動において広域的な対応が必要な場合は、北海道をはじめとする関係機関と締結した協定に基づき、被災動物救護本部を設置し、相互に協力・連携して家庭動物等の救護活動を行う。

## 第10節 ボランティアの受入れ・派遣

函館市社会福祉協議会は、災害のため必要があると認めるときは、日赤函館市地区と連携して災害ボランティアセンターを設置し、ボランティアの受入れおよび派遣の体制をとる。

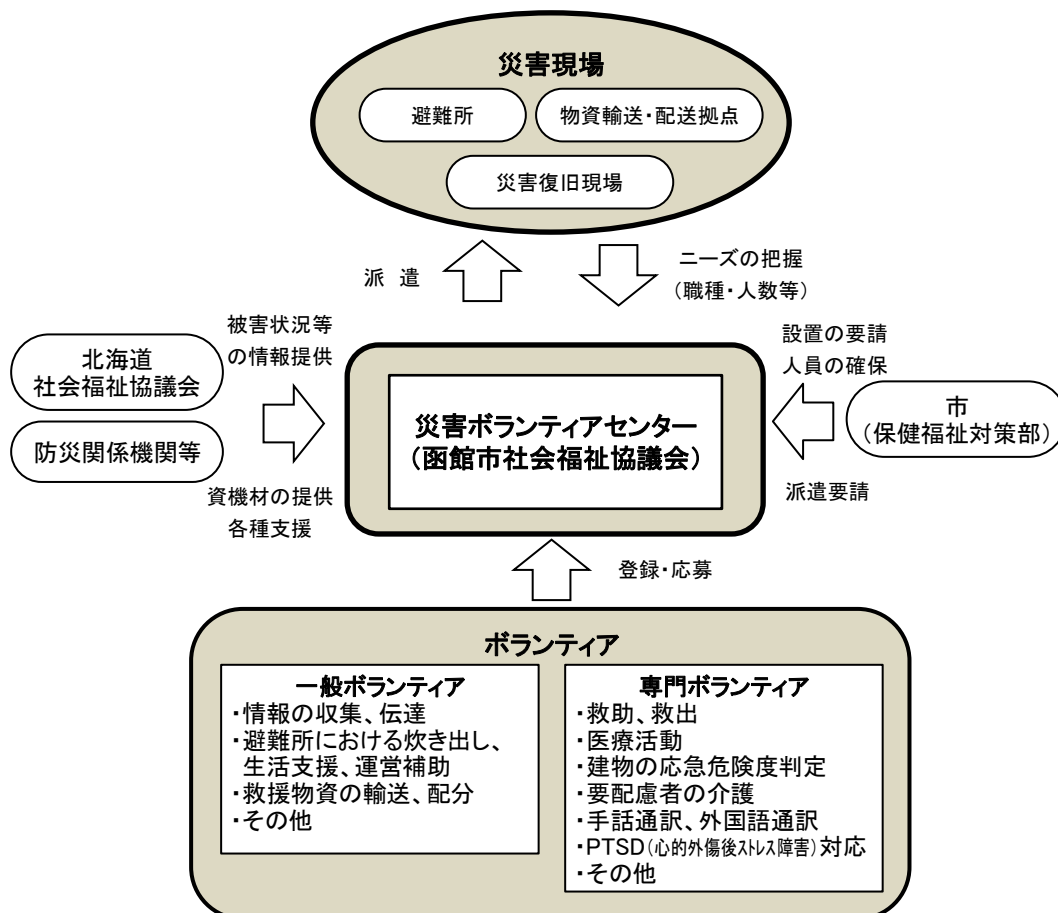
市（保健福祉対策部）は、地震などによる災害が発生したときは、函館市社会福祉協議会にボランティアの派遣の要請を行い、避難所の運営、救助・救出活動や高齢者・障がい者などの介護、看護補助および被災建築物の応急危険度判定など、被災者の生活に密着した応急対策活動の実施を図る。

ボランティアの活動環境の整備  
 予防-1-4 (P30)

### 第1項 災害ボランティアセンターの設置・運営

市（保健福祉対策部）は、地震などによる災害が発生しボランティア活動の必要性があるときは、函館市社会福祉協議会に災害ボランティアセンターの設置および人員の確保を要請する。

函館市社会福祉協議会は、北海道社会福祉協議会と協力・連携し、被災地の現場のニーズを把握した上で登録されているボランティアを適材・適所に派遣する。



食料・生活必需品の備蓄および物資供給体制の整備  
 予防-8-4 (P49)

## 第2項 ボランティア活動拠点

市（保健福祉対策部）は、地震などによる災害が発生したときは、総合福祉センターをボランティア活動拠点として提供する。

また、被害地域の状況に応じて児童館等を提供し、被災現場での機能的なボランティア活動を支援する。

## 第3項 ボランティア活動の内容

ボランティアは、活動内容により、一般ボランティアと専門ボランティアに区別される。それぞれの活動内容は、次のとおりである。

「ボランティアの活動について」

一般ボランティア	専門ボランティア
<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害・安否・生活情報の収集・伝達</li> <li>・避難所における炊き出し、その他災害救助活動</li> <li>・避難所の運営補助</li> <li>・避難者の生活支援</li> <li>・応急救援物資、資材の輸送および配分</li> <li>・応急復旧現場における危険を伴わない軽微な作業</li> <li>・その他</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・救助・救出</li> <li>・医療活動</li> <li>・被災建築物の応急危険度判定</li> <li>・外国語通訳</li> <li>・無線を使用した非常通信</li> <li>・特殊車両等による資機材、救援物資等の輸送</li> <li>・高齢者、障がい者等の介護・手話通訳</li> <li>・ボランティア活動の総括</li> <li>・PTSD（心的外傷後ストレス障害）対応</li> <li>・その他（弁護士による法律相談等）</li> </ul>

## 第11節 安否の確認、遺体の安置・措置

地震などによる災害が発生したときは、情報の混乱等により、安否確認や行方不明者捜索に支障をきたすおそれがある。

市、防災関係機関、自主防災組織等は、正しい情報の収集に努め、安否確認や行方不明者の捜索を行うとともに、遺体が発見されたときは必要な措置を行う。

また、市は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

### 第1項 安否の確認

市（保健福祉対策部、教育対策部、消防部）は、災害対策本部の指示により、住民基本台帳、避難行動要支援者名簿、ひとり暮らし高齢者等緊急通報システムおよび避難所の避難者名簿等を活用し安否の確認を行い、市（総務対策部）に報告する。

その他の対策部についても、災害の状況により必要な場合は、災害対策本部の指示により、災害応急対策の実施において住民等の安否を確認し報告する。

また、市民が安否確認を行うときは、災害用伝言ダイヤル（171）やインターネットによる災害用伝言板（Web171）を利用する。

要配慮者対策  
応急-8（P96）

資料3 避難所関係

通信施設の応急対策  
応急-15-4（P115）

### 第2項 安否情報の提供

#### 1. 安否情報の照会手続

- (1) 市（市民対策部）は、安否情報の照会については、照会者の氏名・住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地）や照会に係る被災者の氏名・住所または居所・生年月日・性別、照会理由等を明らかにさせて行う。
- (2) 市（市民対策部）は、安否情報の照会を受けたときは、当該照会者に対して運転免許証、健康保険の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（マイナンバーカード）、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第7条第1項に規定する特別永住者証明書等の本人確認資料の提示または提出を求めることなどにより、照会者が本人であることを確認する。

- (3) 安否情報の照会を受けた市（市民対策部）は、当該照会が不当な目的によるものと認めるときなど一定の場合を除き、次の照会者と照会に係る者の間柄に応じて、適当と認められる範囲の安否情報を提供することができる。

	照会者と照会に係る被災者の間柄	照会に係る被災者の安否情報
ア	・被災者の同居の親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）	・被災者の居所 ・被災者の負傷もしくは疾病の状況 ・被災者の連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報 ・被災者について保持している安否情報の有無
イ	・被災者の親族（アに掲げる者を除く） ・被災者の職場の関係者その他の関係者	・被災者の負傷または疾病の状況
ウ	・被災者の知人その他の被災者の安否情報を必要とすることが相当であると認められる者	・被災者について保有している安否情報の有無

- (4) 市（市民対策部）は、(3)にかかわらず、照会に係る被災者の同意があるときなどの一定の場合には、必要と認められる照会に係る被災者の居所、死亡・負傷等の状況など安否の確認に必要と認められる限度において情報を提供することができる。

## 2. 安否情報を回答するにあたっての対応

- (1) 被災者または第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防・救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲において回答するよう努めるものとする。
- (2) 安否情報の適切な提供のために必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有にあたって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができるものとする。
- (3) 安否情報の適切な提供のために必要と認められるときは、関係市町村、消防機関、警察等と協力して被災者に関する情報の収集に努めることとする。
- (4) 被災者の中に、配偶者からの暴力等をうけ加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

## 第3項 行方不明者の捜索

### 1. 捜索の対象

災害により現に行方不明の状態にあり、生死が未だ判明しないまたは周囲の状況により既に死亡していると推定される者

### 2. 捜索の実施

災害対策本部は、市（消防部）に指示するほか、被災の状況により、各対策部に可能な範囲での実施を指示するとともに、警察および函館海上保安部に協力を要請し捜索を実施する。被災の状況によっては、地域住民の協力を得て実施する。



#### 第4項 災害時の氏名等の公表

市（総務対策部、市民対策部、消防部）は、市民の安全・安心の確保に資するため、氏名等の公表が救出・救助活動に資する場合に、北海道が定める「災害時の氏名等の公表取扱方針」に従い、災害時の氏名等の公表について対応する。

また、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者も含め、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行う。

#### 第5項 遺体の安置・措置

市（各対策部）および市民等が、被災地において遺体を発見したときは、速やかに警察署に届け出、警察官の検視（見分）および医師による遺体の検案を実施する。

警察署は、遺体の身元が不明なときは、遺体の所持品、人相、着衣およびその他の特徴を記録し、身元引受人の発見に努めるとともに、市（保健福祉対策部、各対策部）は、警察署の協力を得て、遺体の収容・安置を行う。

市（保健福祉対策部）は、遺族等が遺体の火葬や埋葬等の措置を行うことが困難なとき、または遺族がないときは、火葬や埋葬等の措置を行う。

## 第12節 文教対策

学校等の管理者は、地震などによる災害が発生したときは、園児・児童・生徒等の安否の確認を行い、安全を確保するとともに、教育活動の早期再開に向けた対策を実施する。

また、市は、被害状況に応じ、最寄りの公共施設等を利用し、臨時の学校施設を確保するとともに、渡島教育局の協力を得て、教科書・学用品等の支給を円滑に実施する。

### 第1項 園児・児童・生徒の安否確認と被害状況の報告

学校等の管理者は、地震などによる災害が発生したときは、園児・児童・生徒の安否の確認を実施し、安全の確保を図る。

また、学校等の管理者は、学校施設の被害状況について、速やかに市（教育対策部）へ報告する。

### 第2項 応急教育の実施

市（教育対策部）および学校等の管理者は、地震などによる災害が発生したときは、次により応急教育を実施する。

#### 1. 休校措置

学校等の管理者は、学校施設の被災、その他の理由により校務運営上やむを得ないと認めるときは、市（教育対策部）と協議し、休校措置をとる。

この場合、学校等の管理者は直ちにその旨を各園児・児童・生徒に周知するとともに、市（教育対策部）は、必要に応じて市（企画対策部）と連携をとり、報道機関等を通じて休校措置等について周知徹底を図る。

#### 2. 学校施設の確保

学校等の管理者は、市（教育対策部）と協議のうえ、被害の程度に応じて、次の方法により、施設の確保を図る。

被害の程度	施設確保の方法
校舎の一部が使用できないとき	特別教室、屋内体育館、講堂等を利用する。 なお、不足するときは、2部授業等の方法をとる。
校舎の全部または大部分が使用できないとき	最寄りの学校または公共施設等を利用する。

\* 上記の方法により、施設の確保ができないときは、応急仮設校舎の建築を検討する。

#### 3. 教職員の確保

市（教育対策部）は、当該学校だけで教育活動の実施が不可能なときは、近隣学校の教職員を動員配備するとともに、渡島教育局と密接な連絡をとり教職員の確保に努める。

公共施設の予防対策  
予防-4-5 (P38)

公共施設の応急対策  
応急-16-4 (P120)

### 第3項 教科書・学用品の調達および支給

市（教育対策部）および学校等の管理者は、災害救助法が適用されたとき、被災世帯の児童生徒で、教科書、学用品の滅失、棄損等により就学上支障がある者に対し、教科書・学用品を現物支給する。

#### 1. 支給品目

- (1) 教科書および教材
- (2) 文房具、通学用品

#### 2. 教科書および学用品の調達

教科書の調達については、学校長からの報告を市教育委員会が集約し、渡島教育局に、学校別、学年別に使用する教科書ごとに必要な数量を報告し、渡島教育局の指示により教科書取扱店等から供与を受ける。

また、学用品の調達は、渡島教育局から送付を受けたものを配布するほか、市内学用品店から調達する。

### 第4項 学校給食の実施

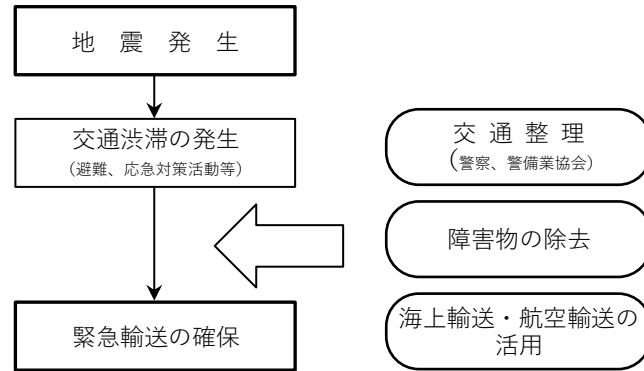
学校長および学校給食共同調理場長は、地震などによる災害が発生し、学校給食施設が被災したときは、速やかに施設の応急修理を行い、給食の継続・再開を図る。

また、災害により食材が入手困難なときは、関係機関と連絡のうえ、食材の応急調達を実施する。

## 第13節 緊急輸送

地震などによる災害時には、市民等の避難、災害応急対策員の輸送および救助、救護のための資材物資の輸送を迅速確実にを行うため、緊急輸送の確保が不可欠である。

また、倒壊建物、がれき等による障害物のため、交通の確保が極めて困難となることが予想される。



市は、函館開発建設部、函館空港事務所、函館海上保安部、自衛隊、渡島総合振興局函館建設管理部、北海道警察函館方面本部および漁業協同組合等の協力を得て、自動車、船舶およびヘリコプター等の航空機などを活用し、災害時の緊急輸送手段の確保を図る。

### 第1項 緊急輸送の範囲

災害時の緊急輸送の範囲は、おおむね次のとおりとする。

- ① 消防・水防活動等、災害の拡大防止のための人員および資機材の輸送
- ② 救助・救出、医療活動の従事者および血液・医薬品等の輸送
- ③ 医療機関への負傷者等の搬送
- ④ 被災地外への重傷者の搬送
- ⑤ 食料、水、衣料等の生活必需品の輸送
- ⑥ 公共施設（道路、橋梁、港湾）やライフライン等の応急復旧および交通規制に必要な人員・物資の輸送

### 第2項 緊急輸送道路、緊急交通路等の確保

市（土木対策部、港湾空港対策部）は、函館開発建設部、渡島総合振興局函館建設管理部等の道路管理者、自衛隊および北海道警察函館方面本部の協力を得て、道路の被害・渋滞等の情報を収集し、障害物の除去、道路施設の復旧を実施する。

障害物の除去および施設の復旧は、事前に北海道等の緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会が指定した緊急輸送道路の一次路線、および北海道警察函館方面本部が指定した緊急交通路等から優先的に実施する。

市（総務対策部）は、被害状況および復旧状況について集計・総括し、各関係機関へ報告する。

1. 障害物の除去
2. 緊急輸送道路（一次路線）・緊急交通路等の優先的な復旧
3. 被害・復旧状況の集計・報告

緊急輸送道路、緊急交通路等の整備  
予防-8-2 (P47)

道路・橋梁、河川・港湾・空港・海岸施設の応急対策  
応急-16-1 (P118)

資料4 輸送関係

### 第3項 船舶による海上輸送の確保

市（総務対策部、港湾空港対策部）は、函館海上保安部、海上自衛隊等の協力を得て、全国の自治体等から送られてくる救援物資、復旧資機材等の船舶による海上輸送を実施する。また、東部沿岸（戸井支所～南茅部支所）において陸上輸送が不可能になった場合は、漁業協同組合等の協力を得て、小型船舶による海上輸送を行う。

港湾施設が壊滅的被害を受けた場合は、耐震強化岸壁を海上輸送の拠点として活用するほか、函館開発建設部に浮体式防災施設（防災フロート）の派遣を要請するなど海上輸送手段の確保を図る。

### 第4項 ヘリコプターによる航空輸送の確保

市（総務対策部）は、災害時において車両輸送、船舶輸送が困難または不適当と判断したときは、北海道（防災航空室）および函館海上保安部に対しヘリコプターの出動を要請する。

要請を受けた北海道（防災航空室）および函館海上保安部は、所有するヘリコプターを出動させるほか、必要に応じて自衛隊等の協力を得て、ヘリコプターの運航を実施し、円滑な緊急輸送の確保を図る。

また、ヘリコプターの発着場所は、函館空港および陸上自衛隊函館駐屯地ヘリポートとする。その他の離着陸場については、資料4「2. 北海道防災航空室指定離着陸場」による。

資料4 輸送関係

### 第5項 緊急輸送のための交通規制

北海道公安委員会は、災害時において、道路における危険を防止し、交通の安全と円滑化を図る必要があると認めるとき、また、災害応急対策上緊急輸送を行うため必要があると認めるときは、区域および道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、または制限する。

この場合において、北海道公安委員会は、あらかじめ当該道路管理者に対し、禁止または制限の対象、区域、区間、期間および理由を通知する。

#### 1. 緊急車両の申請

北海道公安委員会により道路通行が禁止または制限されたときは、市（総務対策部）および各防災関係機関は、救援物資の輸送等の緊急車両を通行させるため、北海道知事（渡島総合振興局長）または所轄の警察署長に対し緊急通行車両確認証明書および標章の交付を申請し、証明書および標章の交付を受けたときは、証明書を携帯するとともに標章を当該車両の前面に掲示する。

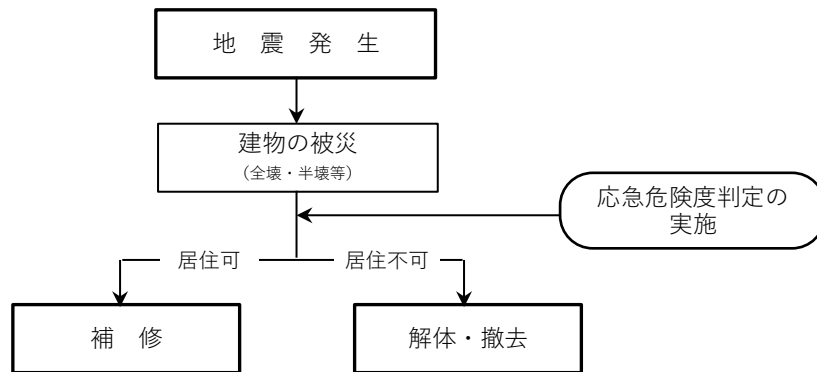
緊急輸送道路、緊急  
交通路等の整備  
予防-8-2 (P47)

## 2. 放置車両対策

- (1) 北海道公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請する。
- (2) 道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生し、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合においては、道路管理者は、協定業者に要請するほか、自ら車両の移動等を行う。

## 第14節 建物対策

地震などにより、多数の建物被害が発生する事態が予想されることから、居住できるかどうかの判断を専門家に依頼し、二次災害を防止することが重要である。



住宅対策の整備  
予防-8-5 (P50)

市は、地震などによる災害が発生し、家屋が被災して居住ができなくなったとき、または、被災者の避難所生活が長期にわたり、肉体的・精神的な障害が生じたときは、公営住宅の空室を供給するなど、被災者の住居を確保する。

災害救助法が適用されたときは、北海道知事または知事の委任を受けた市長は、応急仮設住宅等の被災者の収容施設を建設し、被災者の住居の確保を図ることができる。

### 第1項 災害時の住宅の供給

#### 1. 応急的な住宅の供給・修理

知事の委任を受けた市長（建築対策部）は、地震などにより住宅が被災し、災害救助法が適用されたときは、被災者に対して応急的な住宅の供給・修理を実施する。

市（建築対策部）は、住宅の供給・修理に関する相談窓口を設置し、被災者の相談に応じるとともに報道機関や広報紙を利用し、実施の時期・基準等について、十分な情報の提供を行う。

災害救助法の適用  
応急-18 (P122)

	手段	基準
災害救助法の適用なし	公営住宅の空室供給	高齢者、障がい者等の要配慮者を優先して、公営住宅の空室を供給する。
災害救助法の適用あり	応急仮設住宅の供与	知事は、市長からの要請に基づき設置戸数を決定する。
	住宅の応急修理	① 住宅が半壊、半焼し、またはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者 ② 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者

(1) 入居対象者

原則として、住宅が全壊、全焼または流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を確保できない者とする。

(2) 応急仮設住宅の入居者の選定については市が行う。

(3) 建設型応急住宅の建設

原則として住宅の設置は、知事が行う。

(4) 建設型応急住宅の建設用地

市（建築対策部）は、災害時に応急仮設住宅の設置が速やかに行われるよう、建設可能用地や建設可能戸数について、あらかじめ把握するものとする。

(5) 規模、構造、存続期間および費用

ア 建設型応急住宅の標準規模は、1戸につき29.7㎡を基準とする。構造は、原則として軽量鉄骨組立方式による2～6戸の連続建てもしくは共同建てとし、その仕様は「応急仮設住宅仕様基準」とおとりとする。ただし、被害の程度その他必要と認めた場合は、一戸建てまたは木造住宅により実施する。

イ 建設型応急住宅の存続期間は、その建築工事を完了（または、借上げに係る契約を締結）した後、3月以内であるが、特定行政庁の許可を受けて、2年以内の期間を限って延長することができる。ただし、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）に基づき、政令で指定されたものに係る建設型応急住宅については、さらに期間を延長することができる。

ウ 費用は、災害救助法および関係法令の定めるところによる。

(6) 管理運営

市（建築対策部、各対策部）は、応急仮設住宅の管理運営における安心・安全の確保、孤立死や引きこもりなどを防止するためのケア、入居者によるコミュニティの形成および運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物等の受入れに配慮するものとする。

## 2. 災害公営住宅の建設

(1) 災害公営住宅は、大規模な災害が発生し、住宅の被害が次の各号の1以上に達した場合に、滅失した住宅に居住していた低額所得者に賃貸するため、国から補助を受けて整備する。

ア 地震、暴風雨、洪水、高潮その他異常な天然現象による災害の場合

(ア) 被災地全域の滅失戸数が500戸以上のとき。

(イ) 1市町村の区域内の滅失戸数が200戸以上のとき。

(ウ) 滅失戸数がその市町村の区域内の住宅戸数の1割以上のとき。

イ 火災による場合

(ア) 被災地域の滅失戸数が200戸以上のとき。

(イ) 滅失戸数がその市町村の区域内の住宅戸数の1割以上のとき。



## (2) 整備および管理者

災害公営住宅は市（建築対策部）が整備し、管理する。ただし、知事が北海道において整備する必要を認めたときは北海道が整備し、整備後は公営住宅法第46条の規定による事業主体の変更を行って市に譲渡し、管理は市（建築対策部）が行う。

## (3) 整備管理等の基準

災害公営住宅の整備およびその管理はおおむね次の基準による。

## ア 入居者の資格

- (ア) 当該災害発生の日から3年間は当該災害により住宅を失った者であること。
- (イ) 月収214,000円以下（当該災害発生の日から3年を経過した後は、158,000円）で函館市営住宅条例（平成9年函館市条例第29号）で定める金額を超えないこと。
- (ウ) 現に同居しまたは同居しようとする親族があること。
- (エ) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。

## イ 構造

再度の被災を防止する構造とする。

## ウ 整備年度

原則として当該年度、やむを得ない場合は翌年度。

## エ 国庫補助

- (ア) 建設、買取りを行う場合は当該公営住宅の建設、買取りに要する費用の3分の2。ただし、激甚災害の場合は4分の3。
- (イ) 借上げを行う場合は住宅共用部分工事費の5分の2。

**第2項 被災宅地安全対策**

市（建築対策部）は、災害対策本部が設置されることとなる規模の地震または降雨等の災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、宅地判定士を活用して、被災宅地危険度判定（以下「危険度判定」という。）を実施し、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害を軽減防止し住民の安全を図る。

**1. 危険度判定の実施の決定**

災害の発生後に宅地被害に関する情報に基づき、危険度判定の実施を決定し、危険度判定本部を設置する。この際、北海道に対し宅地判定士の派遣を依頼する。

## 2. 宅地判定士の業務

宅地判定士は次により被災者宅の危険度判定を行い、判定結果を表示する。

- (1) 「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」に基づき、宅地ごとに調査票へ記入し判定を行う。
- (2) 宅地の被害程度に応じて、「危険宅地」、「要注意宅地」、「調査済宅地」の3区分に判定する。
- (3) 判定結果は、当該宅地の見やすい場所（擁壁、のり面等）に判定ステッカーを表示する。

区 分	表 示 方 法
危険宅地	赤のステッカーを表示する。
要注意宅地	黄のステッカーを表示する。
調査済宅地	青のステッカーを表示する。

### 第3項 建物の応急危険度判定

市（建築対策部）は、地震の発生により災害対策本部が設置されたとき、または市長が必要と認めるときは、応急危険度判定実施本部を設置し、応急危険度判定士による被災建築物応急危険度判定を実施し、建物の危険性を迅速に判定し、使用にあたっての危険性を伝えることで被災後の人命に係る二次的被害を防止する。

#### 1. 応急危険度判定の実施の決定

地震被害の状況や災害対策本部からの情報等を収集・分析し、速やかに応急危険度判定実施の要否を判断し、判定の実施を決定する。応急危険度判定の実施にあたって必要な場合は、応急危険度判定士への参集要請または北海道に対し、応急危険度判定士の派遣等の支援を要請する。

#### 2. 応急危険度判定士の業務

応急危険度判定士は次により被災建築物の応急危険度判定を行い判定結果を表示する。

- (1) 「北海道震災建築物応急危険度判定マニュアル」に基づき、建物ごとに調査票へ記入し判定を行う。
- (2) 建物の危険性に応じて、「危険」、「要注意」、「調査済」の3区分に判定する。
- (3) 判定結果は、当該建物の見やすい場所（出入り口や危険箇所付近）に判定ステッカーを表示する。

区 分	表 示 方 法
危険	赤色のステッカーを表示する。
要注意	黄色のステッカーを表示する。
調査済	緑色のステッカーを表示する。

#### 第4項 建物の解体・撤去

建物の解体・撤去については、原則としてその施設所有者が実施する。ただし、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号。以下「激甚法」という。)により、市域または市域の局地が激甚災害に指定され、施設所有者からの申請があったときは、市(建築対策部)が、建物の解体・撤去を行うことができる。

激甚法による災害復旧  
事業  
復旧-2-1 (P128)

#### 第5項 市営住宅等への一時入居

1. 市営住宅の空家では、速やかに一時入居募集を行う。
2. 道営、公団、公社住宅、他都市の公営住宅の空家の提供および一時入居募集計画の策定を要請する。
3. 関係団体等に対し、空家住宅等の情報の提供を依頼する。
4. 市営住宅等の一時募集に関する情報を被災者に広報する。

## 第15節 ライフライン施設の応急対策

ライフライン施設の予  
防対策  
予防-5 (P40)

災害時の広報  
応急-2-3 (P70)

上・下水道、電気、ガス、通信等のライフライン施設の管理者は、地震などによる災害が発生したときは、市民等の都市生活の基盤を確保するため、被害情報を収集し、二次災害の防止と迅速な施設の応急復旧に努める。

また、各施設の被害や応急復旧状況については、市を通じて市民等に情報を提供するとともに、市に対して報告した内容を、各管理者のホームページ等で広報し、需要家への情報提供に努めるものとする。

### 第1項 上・下水道施設の応急対策

上・下水道施設の予防  
対策  
予防-5-1 (P40)

市（企業対策部）は、災害時活動要領に基づき、地震などによる災害が発生したときは、被害情報を収集するとともに、二次災害の防止と上・下水道施設の応急復旧活動を実施する。

#### 1. 被害および応急復旧状況の伝達

市（企業対策部）は、被害や応急復旧状況について市（総務対策部）へ報告する。市（総務対策部）から報告を受けた市（企画対策部、地区対策本部）は、ホームページや広報紙への掲載、報道機関への情報提供、防災行政無線等により市民等に情報を提供する。

#### 2. 復旧用資機材等の確保と応援派遣要請の実施

市（企業対策部）は、上・下水道施設の応急復旧にあたっては、備蓄資機材を使用して活動することとするが、被害状況により資機材や人員が不足するときは、災害時相互応援に関する協定等に基づき、復旧用資機材や人員等の派遣要請を行い、迅速な応急復旧活動の実施を図る。

#### 3. 施設の復旧優先順位

市（企業対策部）は、医療・福祉、避難所および消防用施設等の施設の優先的な応急復旧に努める。

### 第2項 電力施設の応急対策

電力施設の予防対策  
予防-5-2 (P40)

応急対策  
個6-2 (P155)

北電ネットワーク道南統括支店は、防災業務計画に基づき、地震などによる災害が発生したときは、非常事態対策組織道南統括支店支部・分室を設置し、被害情報を収集するとともに、二次災害の防止と電力施設の応急復旧活動を実施する。

#### 1. 被害および応急復旧状況の伝達

北電ネットワーク道南統括支店は、被害や応急復旧状況についてとりまとめ、市（総務対策部）へ報告する。市（総務対策部）から報告を受けた市（企画対策部、地区対策本部）は、ホームページや広報紙への掲載、報道機関への情報提供、防災行政無線等により市民等に情報を提供する。

#### 2. 復旧用資機材等の確保と応援派遣要請の実施

北電ネットワーク道南統括支店は、電力施設の応急復旧にあたっては、備蓄資

資料6 各種協定

機材を使用して活動することとするが、被害状況により資機材や人員が不足するときは、各防災関係機関や電力他社等に復旧用資機材や人員等の派遣要請を行い、迅速な応急復旧活動の実施を図る。

**3. 施設の復旧優先順位**

北電ネットワーク道南統括支店は、医療・福祉、避難所および消防用施設等への優先的な応急送電に努める。

**4. 防災体制の概要**

北電ネットワーク道南統括支店の防災体制の概要は次のとおりである。

震度階等	防災体制の概要
震度5弱および震度5強	非常事態対策組織道南統括支店支部指定要員は、直ちに所属事務所へ出社し、被害状況の把握と復旧活動を実施
震度6弱以上および大規模停電災害時	渡島・檜山管内の出社可能な社員全員は、直ちに所属事業所へ出社し、被害状況の把握と復旧活動を実施

**第3項 ガス施設の応急対策**

北ガス函館支店および北海道LPガス協会道南支部は、防災業務計画に基づき、地震などによる災害が発生したときは、非常災害対策本部を設置し、被害情報を収集するとともに、施設の応急復旧活動を実施する。

ガス施設の予防対策  
予防-5-3 (P40)

また、二次災害防止のため被害の状況に応じて、ガス供給の制限および停止を判断し、市民等の安全を確保する。

**1. 被害および応急復旧状況の伝達**

北ガス函館支店および北海道LPガス協会道南支部は、被害や応急復旧状況についてとりまとめ、市（総務対策部）へ報告する。市（総務対策部）から報告を受けた市（企画対策部、地区対策本部）は、ホームページや広報紙への掲載、報道機関への情報提供、防災行政無線等により市民等に情報を提供する。

**2. 復旧用資機材等の確保と応援派遣要請の実施**

北ガス函館支店および北海道LPガス協会道南支部は、ガス施設の応急復旧にあたっては、備蓄資機材を使用して活動することとするが、被害状況により資機材や人員が不足するときは、各防災関係機関やガス供給他社等に復旧用資機材や人員等の派遣要請を行い、迅速な応急復旧活動の実施を図る。

**3. 施設の復旧優先順位**

北ガス函館支店および北海道LPガス協会道南支部は、医療・福祉、避難所および消防用施設等への優先的な応急ガス供給に努める。

**第4項 通信施設の応急対策**

東日本電信電話北海道南支店は、防災業務計画に基づき、地震などによる災害が発生したときは、災害対策本部を設置し、被害情報を収集するとともに、施設の応急復旧活動を実施し非常用通信施設の確保を図る。

通信施設の予防対策  
予防-5-4 (P40)

災害情報通信手段  
応急-2-2 (P68)

また、救助・救出活動等にかかわる重要な通信回線については優先的に確保するとともに、被災者等に対し、災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板（Web171）を開設し、地震などによる災害時に家族や知人等の安否が確認できるサービスを提

応急対策  
個6-2 (P155)

供する。

なお、その他電気通信事業者も、災害時において、防災業務計画等に基づく対応を行うとともに、防災関係機関の重要通信を優先的に確保するものとする。

**1. 被害および応急復旧状況の伝達**

東日本電信電話北海道南支店は、被害や応急復旧状況についてとりまとめ、市（総務対策部）へ報告する。市（総務対策部）から報告を受けた市（企画対策部、地区対策本部）は、ホームページや広報紙への掲載、報道機関への情報提供、防災行政無線等により市民等に情報を提供する。

**2. 復旧用資機材等の確保と応援派遣要請の実施**

東日本電信電話北海道南支店は、通信施設の応急復旧にあたっては、備蓄資機材を使用して活動することとするが、被害状況により資機材や人員が不足するときは、各防災関係機関等に復旧用資機材や人員等の派遣要請を行い、迅速な応急復旧活動の実施を図る。

**3. 施設の復旧優先順位および通信回線の確保**

東日本電信電話北海道南支店は、救助・救出活動等の応急対策にかかわる重要な通信回線については、優先的な応急復旧に努めるとともに、災害時優先電話や非常用交換機等を設置し、通信回線を優先的に確保する。

また、一般回線の利用が困難となったときは、被災地に超小型衛星通信装置、非常用交換機、移動電源車等の装置を設置し、通信回線の確保を図る。

項目	備考
災害時優先電話の設置	事前に災害時優先電話として指定することにより回線を確保する。
110・119番通報回線の確保	平常時は専用回線を使用しているが、災害時に専用回線が不通となったときは、一般回線に切り替えることにより回線を確保する。

**4. 被災者への通信回線の解放**

東日本電信電話北海道南支店は、地震などによる災害が発生し、一般回線の利用が困難となったときは、特設・臨時公衆電話の設置や街頭公衆電話の無料化を実施する。

また、災害時には、回線が非常に混雑し、電話がかかりにくくなることから、災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板（Web171）を開設し、被災者の安否確認等に関する通信を確保する。

項目	備考
特設・臨時公衆電話の設置	災害救助法が適用された地域およびこれに準じた地域について、無料公衆電話を設置する。
街頭公衆電話の解放	災害による広域停電時において、無料で街頭の公衆電話を解放する。
災害用伝言ダイヤル（171）	被災地内の電話番号をもとに、安否等の情報を音声により伝言するボイスメールサービスを提供する。
災害用伝言板（Web171）	被災地内の電話番号をもとに、安否等の情報を文字によりインターネット上の伝言板に登録するサービスを提供する。

## 第5項 鉄道施設の応急対策

鉄道事業者は、各防災業務計画に基づき、地震などによる災害が発生したときは、災害対策本部を設置し、被害情報を収集するとともに、乗客の安全確保を図り、二次災害の防止や鉄道施設の応急復旧活動を実施し、物流と人員輸送の確保を図る。

### 1. 被害および応急復旧状況の伝達

鉄道事業者は、被害や応急復旧状況についてとりまとめ、市（総務対策部）へ報告する。市（総務対策部）から報告を受けた市（企画対策部、地区対策本部）は、ホームページや広報紙への掲載、報道機関への情報提供、防災行政無線等により市民等に情報を提供する。

鉄道施設の予防対策  
予防-5-5 (P41)

鉄道災害対策  
個7-1 (P158)

### 2. 復旧用資機材等の確保と応援派遣要請の実施

鉄道事業者は、鉄道施設の応急復旧にあたっては、備蓄資機材を使用して活動することとするが、被害状況により資機材や人員が不足するときは、各防災関係機関等に復旧用資機材や人員等の派遣要請を行い、迅速な応急復旧活動の実施を図る。

### 3. 施設の復旧優先順位

鉄道事業者は、救援物資や避難者の輸送等の確保を図るため、重要となる鉄道施設の優先的な応急復旧に努めるとともに、巡回点検により安全が確認された区間から順次運行を再開する。

## 第6項 都市交通施設の応急対策

市（企業対策部）および民間都市交通事業者は、地震などによる災害が発生したときは、被害情報を収集するとともに、乗客の安全確保を図り、二次災害の防止と都市交通施設の応急復旧活動を実施する。

### 1. 被害および応急復旧状況の伝達

市（企業対策部）および民間都市交通事業者は、被害や応急復旧状況についてとりまとめ、市（総務対策部）へ報告する。市（総務対策部）から報告を受けた市（企画対策部、地区対策本部）は、ホームページや広報紙への掲載、報道機関への情報提供、防災行政無線等により市民等に情報を提供する。

都市交通施設の予防  
対策  
予防-5-6 (P41)

### 2. 復旧用資機材等の確保と応援派遣要請の実施

市（企業対策部）および民間都市交通事業者は、都市交通施設の応急復旧にあたっては、備蓄資機材を使用して活動することとするが、被害状況により資機材や人員が不足するときは、各防災関係等に復旧用資機材や人員等の派遣要請を行い、迅速な応急復旧活動の実施を図る。

### 3. 施設の復旧優先順位

市（企業対策部）および民間都市交通事業者は、救援物資や避難者の輸送等の確保を図るため、重要となる都市交通施設の優先的な応急復旧に努めるとともに、巡回点検により安全が確認された区間から順次運行を再開する。

## 第16節 土木および公共施設の警戒および応急対策

道路、橋梁、河川、港湾、空港、海岸、がけ地・急傾斜地等の関連施設、市庁舎および学校等の公共施設の管理者は、災害時には、市民等の安全と都市生活の基盤を確保するため、被害情報を収集し、被災した施設の迅速な応急復旧に努める。

また、各施設の管理者は被害や応急復旧状況について市へ報告する。報告を受けた市は、報道機関や防災行政無線、広報紙等により、市民等に情報を提供する。

市、函館開発建設部および渡島総合振興局函館建設管理部は、各管理施設を早期に応急復旧し、二次災害の防止と災害時の緊急輸送の確保を図る。

### 第1項 警戒体制

#### 1. 洪水災害、土砂災害

市（農林水産対策部、土木対策部、港湾空港対策部、消防部）および渡島総合振興局函館建設管理部は、洪水または土砂災害の発生のおそれがあるときは、所管するまたは必要と認める河川および海岸等の巡視・警戒を行う。

なお、危険区域の巡視にあたっては、巡視にあたる者の安全確保を図る。

#### 2. 津波災害

市および防災関係機関は、気象庁が発表する大津波警報、津波警報および注意報のほか、強い地震（震度4程度以上）が観測されたとき、または異常な現象を感じたときは、津波に対する警戒体制をとる。

##### (1) 潮位・水位の監視と警戒

市（消防部）は、津波警報等が発表されたときは、安全な場所からの潮位、水位の監視等の警戒にあたる。

また、安全を確認後、各施設管理者は、所管する河川施設、港湾施設、漁港施設およびポンプ場等の各関係施設の巡回調査を実施する。

##### (2) 津波情報の広報

市および防災関係機関は、潮位や河川水位の情報、津波警報等に基づき、あらゆる手段を活用して、市民等に対して海浜からの退去や迅速な避難をすよう周知する。

なお、車両による広報については、避難の要否、津波の到達時間や車両運行の安全確保等を総合的に勘案して行う。

##### (3) 沖合避難の伝達

函館海上保安部および函館航空基地は、在港船舶および沿岸部の船舶に対し、VHF無線による航行警報および巡視船艇・航空機等により津波予報を伝達し、沖合等安全海域へ避難すよう周知する。

各漁業協同組合においては、漁業無線により沿岸域で操業中の漁船に対して沖合等安全海域へ避難すよう周知する。

### 第2項 道路・橋梁、河川・港湾・空港・海岸施設の応急対策



函館開発建設部、渡島総合振興局函館建設管理部および市（土木対策部、港湾空港対策部、農林水産対策部）は、緊急輸送や市民等の安全を確保するため、危険箇所および被害程度の把握を迅速に行い、関係機関に連絡するとともに資機材確保を図り、応急復旧工事を実施する。

洪水、土砂災害においては、施設管理者や市（総務対策部）、道路管理者など関係機関に通報するとともに、速やかに近隣住民への周知および土のうの設置等応急対策を実施する。

また、各施設の管理者は、二次災害の防止と緊急輸送の確保のため、倒壊した建物、街路樹、流木、その他の構造物等の各管理施設における障害物の除去を実施する。施設管理者単独による除去が不可能なときは、建設関連業者、自衛隊等の協力を得て障害物の除去を実施する。

### 1. 危険箇所、被害程度の把握と復旧情報の伝達

函館開発建設部、渡島総合振興局函館建設管理部および市（土木対策部、港湾空港対策部、農林水産対策部）の各施設管理者は、危険箇所、被害程度を把握し、復旧期間等の情報を市（総務対策部）に報告する。市（総務対策部）から報告を受けた市（企画対策部、地区対策本部）は、ホームページや広報紙への掲載、報道機関への情報提供、防災行政無線等により市民等に情報を提供する。

### 2. 資機材の確保と応急復旧工事の実施

函館開発建設部、渡島総合振興局函館建設管理部および市（土木対策部、港湾空港対策部、農林水産対策部）は、市民等の安全を確保するため、管理施設における迅速な応急復旧工事を実施する。

また、必要となる資機材については、建設関連業者の協力を得て、早急に確保する。

### 3. 障害物の除去

函館開発建設部、渡島総合振興局函館建設管理部および市（土木対策部、港湾空港対策部、農林水産対策部）は、市民等の安全と緊急輸送の確保等のため必要があると認めるときは、管理施設における障害物の除去を実施する。施設管理者単独による除去が不可能なときは、建設関連業者、自衛隊等の協力を得て障害物の除去を実施する。

## 第3項 がけ地・急傾斜地等の応急対策

渡島総合振興局函館建設管理部は、地震などによる災害が発生したときは、急傾斜地法に基づき北海道が指定している急傾斜地崩壊危険区域について被害程度を把握し、必要に応じ迅速な応急復旧対策を実施する。

また、未指定箇所等については、所有者が被害の程度を把握し、迅速な応急復旧対策を実施する。

市（建築対策部、土木対策部）は、災害により宅地が被災した場合、市民等の安全を確保するため、宅地判定士を活用し、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し適切な応急対策を講じて二次災害の軽減、防止を図る。

緊急輸送道路、緊急交通路等の確保  
応急-13-2 (P106)

道路災害対策  
個7-2 (P158)

資料8 防災資機材等

がけ地・急傾斜地等の  
予防対策  
予防-4-4 (P37)

災害の規模が極めて大きく広範にわたるときは、必要に応じて、北海道に対して宅地判定士の派遣の要請を行い、被災宅地の判定を実施する。

危険箇所、被害の程度等の情報は、その施設の管理者が市（総務対策部）へ報告する。市（総務対策部）から報告を受けた市（企画対策部、地区対策本部）は、ホームページや広報紙への掲載、報道機関への情報提供、防災行政無線等により市民等に情報を提供する。

#### 第4項 公共施設の応急対策

市庁舎、学校、児童館および保育所等の公共施設の管理者は、地震などによる災害が発生したときは、被害状況を市（総務対策部）へ報告するとともに、各施設の利用者等の安全を確保し、施設の応急復旧対策を実施する。

#### 第5項 文化財等の応急対策

文化財等の所有者は、文化財や景観形成指定建築物等が、地震などにより被害を受けたときは、市（教育対策部、建築対策部）と連携をとり、施設の補修・修理の実施を図る。

公共施設の予防対策  
予防-4-5 (P38)

文教対策  
応急-12 (P104)

文化財等の予防対策  
予防-4-6 (P39)

## 第17節 災害警備対策

北海道警察および函館海上保安部は、市民の生命、身体および財産を保護し、公共の安全と秩序の維持にあたる。

### 第1項 北海道警察

北海道警察は、関係機関と密接な連携のもとに災害警備諸対策を推進するほか、風水害等各種災害時には、早期に警備体制を確立して、災害情報の収集および道民の生命、身体および財産を保護し、被災地域における社会秩序の維持にあたる。

#### 1. 災害警備体制の確立

風水害等各種災害が発生した場合、その災害の規模、態様に応じて、災害警備本部等を設置し、災害警備体制の確立を図る。

#### 2. 応急対策の実施

##### (1) 情報の収集

災害警備活動に必要な情報を収集するとともに、収集した情報を関係機関と共有する。

##### (2) 避難誘導と治安維持

住民の避難にあたっては、市（消防部）等と協力し、安全な経路を選定して誘導するとともに、被災後の無人化した住宅街、商店街等におけるパトロールを行い、犯罪の予防および取締り等にあたる。

##### (3) 広報

風水害等各種災害時には、関係機関と密接な連携を図るとともに、災害の種別、規模および態様に応じ、住民の避難、犯罪の予防、交通規制等の措置について迅速な広報に努める。

##### (4) 救助に関する事項

防災関係機関と協力して、被災者の救出・救助活動を実施するとともに、遺体見分等にあたる。

### 第2項 函館海上保安部

函館海上保安部は、海上における治安を維持するため、巡視船艇・航空機を災害発生地域の所要の海域に配備し、犯罪の予防および取締りを行うとともに、治安の維持に必要な情報の収集を行う。

救助・救急活動の優先  
応急-4-5 (P76)

## 第18節 災害救助法の適用

地震などによる災害が発生し、災害救助法が適用されたときは、北海道知事が、災害救助法に基づく対策を実施する。ただし、対策を迅速に実施する必要があると認めるときは、その職務の一部を市長に委任し、市長が、災害救助法に基づく対策を実施する。

### 第1項 災害救助法の適用基準

北海道および市域において、地震などによる災害が発生したときは、次に示す基準に従い災害救助法が適用される。

また、災害が発生するおそれがある段階においても、国が災害対策基本法に基づく災害対策本部等を設置し、告示する所管区域に市域が該当する場合、現に救助を必要とする者に対しても、災害救助法が適用される。

なお、市長は、市域に係る災害に関し、その被害が次の適用基準のいずれかに該当し、または該当する見込があるときは、直ちに渡島総合振興局長を経由し、北海道知事に報告しなければならない。

被害の範囲	災害救助法の適用基準
函館市	<ul style="list-style-type: none"> <li>市域内で、100世帯以上の住家が滅失した場合</li> <li>被害が広範囲であり、全道で2,500世帯以上の住家が滅失した場合であって、そのうち50世帯以上が市域に含まれる場合</li> </ul>
北海道	<ul style="list-style-type: none"> <li>被害が全道にわたり、全体で12,000世帯以上の住家が滅失した場合</li> </ul>

#### 1. 住家被害の判定基準

##### ・滅失

住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のも

##### ・半壊（半焼） ※2世帯で滅失1世帯に換算

住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のも

##### ・床上浸水 ※3世帯で滅失1世帯に換算

住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

#### 2. 世帯の判定

- 生計を一にしている実際の生活単位をいう。
- 会社または学生の寮等は、各々が独立した生計を営んでいると認められる場合、個々の生活実態に即し判断する。

## 第2項 災害救助法による救助内容

災害救助法により、物資や食事、住まい等についての救助は、現物をもって行うことが原則とされており、救助内容については、以下のとおり。

救助の種類	実施期間	実施者区分
避難所の設置	7日以内	市・日赤道支部
応急仮設住宅の 供与	20日以内に着工 建設工事完了後3か月以内 ※特定行政庁の許可を受けて2年以内に延長可能	対象者、対象箇所の選定：市 設置：道（ただし、委任したときは市）
炊き出しその他による食品の給与	7日以内	市
飲料水の供給	7日以内	市
被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与	10日以内	市
医療	14日以内	道・日赤道支部（ただし、委任したときは市）
助産	分べんの日から7日以内	道・日赤道支部（ただし、委任したときは市）
災害にかかった者の救出	3日以内	市
住宅の応急修理	1か月以内	市
学用品の給与	教科書等1か月以内 文房具等15日以内	市 市
埋葬	10日以内	市
遺体の搜索	10日以内	市
遺体の処理	10日以内	市・日赤道支部
障害物の除去	10日以内	市
生業資金の貸与		現在運用されていない

注) 期間については、すべて災害発生の日から起算することとし、内閣総理大臣の承認を得て実施期間を延長することができる。